

第三百三十二回国会
衆議院

災害対策特別委員会議録 第十一号

平成七年六月一日(木曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 日野 市朗君

理事 稲葉 大和君

理事 村上誠一郎君

理事 小池百合子君

理事 石橋 大吉君

安倍 晋三君

小此木八郎君

小泉 晨一君

七条 明君

中谷 元君

野田 聖子君

松下 忠洋君

横内 正明君

長内 順一君

古賀 敬章君

白沢 三郎君

二階 俊博君

弘友 和夫君

宮本 一三君

池田 隆一君

佐藤 泰介君

前原 誠司君

出席國務大臣

國務大臣 小澤 潔君

(国土庁長官) 小澤 潔君

國務大臣 小里 貞利君

出席政府委員

国土庁長官官房 審議官 角地 徳久君

兼阪神・淡路復興対策本部事務局長 村瀬 興一君

国土庁防災局長 村瀬 興一君

委員外の出席者

警察庁長官官房 総務課長 黒澤 正和君

警察庁交通局長 伊藤 哲朗君

通規課長 平沢 勝栄君

防衛庁長官官房 防衛審議官 西田 恒夫君

防衛審議官 松尾 武昌君

外務大臣官房外務参事官 竹村 昌幸君

厚生省社会・援護局保護課長 保科 幸二君

建設省建設経済局宅地課民間宅地指導室長 幸二君

建設省河川局砂防部長 佐藤 仁君

特別委員会第三調査室長 佐藤 仁君

委員の異動

六月一日 辞任 衛藤征士郎君

補欠選任 中谷 元君

六月一日 辞任 塩崎 恭久君

補欠選任 根本 匠君

三ツ林弥太郎君

金子徳之介君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

古賀 敬章君

第二類第一号

災害対策特別委員会議録第十一号 平成七年六月一日

趣旨の説明を聴取いたします。小澤国土庁長官。

災害対策基本法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○小澤國務大臣 ただいま議題となりました災害対策基本法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を定めることとするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充し、都道府県公安委員会は、当該都道府県またはこれに隣接しもしくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、区域または道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができることとしております。

第二に、通行禁止等が行われた場合の運転者の義務として、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止等に係る道路の区間外または道路外の場所へ移動しなければならぬこととし、当該

○日野委員長 これより会議を開きます。
ただいま付託になりました内閣提出、災害対策基本法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日の会議に付した案件
災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

雲仙岳噴火に対する災害対策に関する陳情書(大分市大手町三の一の一大分県議会内友岡春夫)(第二四三三号)
は本委員会に参考送付された。

五月九日
阪神・淡路大震災の復興対策に関する陳情書外二十五件(岡山県和気郡日生町六三〇日生町議会内石橋堅外二十五名)(第二四一四号)
災害対策の充実強化に関する陳情書外七件(富山市新橋町七の三八富山市議会内五十嵐俊行外七名)(第二四二二号)

六月一日
災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)
四月二十五日
地震に対する総合的な防災対策の確立に関する請願(桜井新君紹介)(第九〇〇号)
は本委員会に付託された。

佐藤 茂樹君 金子徳之介君
二階 俊博君 畑 英次郎君
西 博義君 山名 靖英君
池田 隆一君 濱田 健一君
山元 勉君 田口 健二君

移動が困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならないこととしております。

第三に、警察官は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、当該物件の移動等の措置をとることを命じ、当該措置がとられないときは、みずからその措置をとることができることとしております。この場合において、警察官は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができるものとするとともに、当該破損については、損失補償の対象とすることとしております。

また、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊法第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、それぞれ自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、またはみずから当該措置をとることができることとしております。

第四に、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができることとしております。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○日野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○日野委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石橋大吉君。

○石橋(大)委員 私は、法案の改正点に即して忠実に幾つか質問をしたいと思うのですが、大きく言いますと、この法律改正の目的を達成するために本当に実効性のある措置がとれるかどうか、これが全体の問題意識であります。

この法案は、今提案理由の説明にもありましたように、「阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の確保のための措置等を定める必要がある。」という認識に基づいて所要の法律改正が行われるものであります。

提案理由を拝聴する限り、まことに時宜にかなった法律改正だと考えるわけであります。しかし、実際問題として果たしてどうか、こういうことを考えると、いろいろな疑問や困難が生ずるのではないかと予想されるわけであります。質問に入る前に二つだけ前提を置かせていただきます。

一つは、この法律の改正案は、「災害が発生し、又はまぎに発生しようとしている場合」の車両の通行規制について規定するものであります。私は、災害の発生が予知できて、それが発生する前の交通規制であれば、この法律改正の目的を実現できるような規制が比較的可能だ、こう思っています。災害の発生後ということに前提にしますと、そう簡単ではない、こういうふう思うわけですが、そういう意味では、第一に、災害の発生後ということに前提にして質問をします。

二つ目は、今回の兵庫県南部地震のように、早朝五時四十六分、人々が日常的な社会生活や経済活動を始め前に大地震災害に見舞われた場合と、関東大震災のように、午前十一時五十八分、昼前ですが、人々が非常に活発に日常活動や経済活動を行っているなかで大震災に見舞われた場合とでは非常に大きく違う、こういうふう思うのです。

したがって、災害の発生後ということ、そして日常の経済活動や社会活動が非常に活発な状況の中

で大災害が発生をした、こういうことを前提にして以下の質問をします。

まず一つは、都道府県公安委員会の指定する車両の通行規制の範囲についてですが、法第七十六条によつて都道府県公安委員会が指定する車両の通行規制の範囲は、法文の規定を読む限りかなり限定的なものに思われるわけであります。けれども、実際の態様は災害の規模、範囲によつて当然異なってくるわけであります。その実態によつては、例えば神戸市の一区域内ということもあるでしょうが、神戸市の全域あるいは阪神地区全域、こういう広範囲にわたる場合もあると思います。東京の例でいえば、東京の二三区の中だとか、都下全域だとか、あるいは首都圏全域にわたるとか、災害の状況によつては非常に広範囲にわたることが考えられます。そういうふう自然に考えられておると思いますが、その辺はどうか、こういうことが一つであります。

二つ目は、そういう場合に、規制の対象が広範囲にわたったときには現在の警察や消防の対応だけでは法改正の目的を実現することは非常に難しい、こういうふう思われるわけですね。

関東大震災の例などを見ますと、地震は御承知のように大正十二年九月一日の午前十一時五十八分に発生しているわけですが、当時、警視総監は直ちに、警視庁、各警察署の焼失などによつて災害地の治安を残存警察官のみで維持することは不可能だ、こういうふう考えまして、当時は軍隊がまだありましたから、東京衛戍司令官に出兵を要請し、その依頼にこたえて、衛戍司令部では九月一日夜に近衛師団を第一師団に命じて要所に兵を派遣して警戒に当たらせる、こういう措置をとっております。そして、九月二日には当時の東京市と府下五郡に戒厳令をしき、さらに三日には戒厳区域を東京府、神奈川県全域に、そして四日には埼玉、千葉二県にも拡大して関東戒厳司令部を設置し、司令官、参謀長を任命しながら、地方からの師団の出兵もあわせ求めまして、その総兵力は約五万に及んだ、こういうふうに言われ

ているわけであります。

古い言葉ですが戒厳令というのはわからない若い方が多いかもしれませんが、戒厳令というのは、非常事態に対して行政権や裁判権を軍隊にゆだね、兵力によつてその地域を警備する、こういう布告であります。それでも流言などによつて百数十名の朝鮮人などが惨殺された、こういう悲惨な状況が起こっているわけであります。

直ちに軍隊を動員するという状況には今ありませんけれども、いざれにしても、災害がこういう広範囲にわたつて、予想されるいろいろな異常事態の中で果たして法改正の目的を警察官を中心にして実現することができるかどうか、大変疑問があるわけであります。この点についてまず伺っておきたいと思ひます。

○伊藤説明員 お答えいたします。

御指摘のとおり、大規模な災害が生じた場合は、災害応急対策に必要な人員、物資等は相当程度遠距離から輸送する必要があるかと思ひます。また、災害が一定の広がりを持った地域の全体にわたって発生したような場合におきましては、災害現場付近の区域及びこれらの地域へ通じる道路を緊急通行のために確保することが必要になってくるわけでございます。また、今回の阪神・淡路大震災の教訓からも、緊急通行路の円滑を確保するためには多くの警察官が必要になってくることを考えております。

そこで、警察といたしましては、被災地等におきます交通規制要員の速やかな投入のための全国の警察から成ります広域緊急援助隊の設置、またそのための車両、装備資機材の整備や、実践的な訓練の実施を行うこととしておりますし、また、適切な広域交通規制の実施、あるいは広域的な交通管理のためのシステムの検討を進めるとともに、警察力を補完する交通管理施設の整備に努めているところであります。

また、今回の法改正におきまして、警察官が現場にいない場合におきましては、自衛官及び消防吏員が、それぞれの自衛隊及び消防用の緊急通行

車両の通行確保のために権限を行使することができよう措置しているところでございます。

○石橋(大)委員 今の答弁の後半は今度の法律改正の提案理由の説明でありまして、私の質問に対する答えには十分でない、こう思います。いずれにしても、相当困難に直面すると思いますから、十分ひとつ研究して、法改正の目的が実現されるようにあらかじめ検討した検討をし、対策を講じていただきたい、こう申し上げておきます。

時間がありませんので次に進みますが、二つ目に、住民への周知徹底の措置、方法についてどう考えているか、こういうことであります。

法第七十六條の二項によりまして、都道府県公安委員会が車両の通行の禁止または制限を行ったときには、直ちに関係区域内の住民にその他必要な事項を含めて周知徹底させる措置をとらなければならない、こうなっているわけでありまして、今回の阪神地区の大地震の経験に照らしまして、電力の供給はとまってもテレビはストップをする、当然電話線の切断も随所に及び、連絡が不能になる、道路はふさがれていて宣伝車や広報車は動かせない、とすると、無線電話や携帯電話しかないか、こういうふうにも考えますが、この場合の周知徹底は、一部の点ではなくて、ある広範囲にわたる面に対して徹底されなければいかぬ、こういう性格を持っているわけです。そういう意味で、広範囲な区域内に可及的速やかに周知徹底させるということが必要になるわけですが、この方法、手段もこれまた非常に難しいのではないかと、こう思っているわけでありまして。

例えば、あとはもう空からヘリコプターでやるしかないかな、こういうことも考えられるわけですが、ヘリコプターのあの爆音という騒音ではスピーカーで空から呼びかけるというわけには恐らくいかならないのではないかと、こう思うのです。そうすると、商業宣伝で時々やっているようにセスナ機でも使って、よく音声が通るような飛行機を飛ばさないと空からの呼びかけはできない。ピ

ラやチャリンは、平穩であれば、何にもなければいいのですが、火災が起これたら物の役に立たない。さつき本会議では見て見たら物にいろいろなことを公安委員長は言っていました、そんなものはそう簡単に大災害が起これたときには立てられない、こう私は思うのです。

そういうことを考えますと、この周知徹底の方法も大変難しい事態に直面するのではないかと、こう思うのです。その辺についてどう考えますか。

○伊藤説明員 具体的な周知徹底の方法につきましては、災害の状況に応じて各都道府県公安委員会は判断していくことになるかと思ひますけれども、御指摘のような場合におきましては、テレビ、ラジオによる広報のほか、例えば規制区域入り口付近や当該道路の立て看板、垂れ幕、道路交通情報板、あるいは警察の車両による広報、現場警察官の広報等を行うことを考えております。もちろん、いつ起こるかかわらないということがございまして、いつ発生してもそうした体制がとれるように、そうした立て看板や垂れ幕や広報の準備等につきましてはあらかじめ行っている、といったふうにも考えております。

○石橋(大)委員 これも、平穩無事、比較的静止状態にある中ではできるけれども、家屋やビルが倒壊し、道路は車でこつた返している中では、今言われたような措置はそう簡単にとれない。私は、残念ながらそう言わざるを得ないのではないかと、こう思っているわけでありまして。三番目に、車両の運転者の義務についてたししておきたいと思ひます。

運転者の義務については、まず一つは「道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等を行わなければならない」とすること。二番目に、「区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等を行わなければならない」とすること。三つ目に、「(一)及び(二)にかかわらず、車両の運転者

は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならぬ」とすること。この三つの義務が課されることになったわけでありまして。しかしこれも、平穩無事である平時ならともかくとして、大災害の発生時には、またまた容易ならざる事態に直面をしてほとんど不可能になるのではないかと、こう心配されるわけでありまして。

第一に、大都会の交通渋滞地域では、車が殺到してほとんど車を動かす余地がない事態が十分予想されるわけでありまして。左側や右側に寄せるといったって、みんな押し合っているわけであって、そういう余地はない。こういうことは十分予想されるわけですね。

第二に、大災害時を想定すると、車両の渋滞の上に、地震による揺れなどによってハンドル操作が不可能になったりして、あちこちで玉突きが起これたり、両側の家だとか分離帯に衝突したり、ひっくり返ったり大破したり、中には火を吹いて燃え上がる車が出てきたり、これは十分考えられるわけです。そういう状態が続くことには十分想定されるわけですね。こうなると、全く手がつけられない事態になって、幾ら運転手がこういう義務を守ろうと思っても事実上不可能になる事態が想定されるわけです。

まあ一応それが可能だとしても、一つは、適切に車を移動させるためには、あらかじめ相当量の車を移動させる場所を決めてふだんから周知徹底をさせておくことが非常に重要ではないかと、こう思っているわけですね。

二つ目には、空き地という空き地には大災害時には避難民が恐らく殺到するだろう、こう思うのです。特に火災などが起これたときには、そういうときに、避難場所と、自動車等を緊急に相当数駐車させるような場所をちゃんと区分けをして処理することができるとか、これは非常に難しい。どっちにしても、そういうことをするのならちゃんと区分けをできるようにしておかないと、いかに、こういうふうになるのです。避難所と自動

車の駐車するところとを区分けをして、一定の空き地を確保していくことが必要ではないかと。

三番目に、レッカー車などで強制移動させるとしても、さつきも言いましたが、そういう異常事態のもとでは、警察や消防の車だけではとても処理不可能、こういう事態も予想されるわけですね。これらの点についてどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、承っておきたいと思ひます。

○村瀬政府委員 最初の方の御質問について、私の方からお答えさせていただきます。先生おっしゃいますように、空き地等を確保しておくということができればその方が非常にベターだと思ひますけれども、御承知のように都市部でそういった空き地を十分に確保するということがなかなか困難な面もあるかと思ひます。その場合に、先ほど本会議で国家公安委員長がお答えになっておりましたように、左側端に寄せてとめさせるということによりまして必要最小限の通行のスペースが確保できるのではないかと、こういうふうに考えておるところでございます。

○石橋(大)委員 これは繰り返しませんけれども、さつきも言いましたように、朝の東京の通勤ラッシュを見ていてもわかるでしょう。もうとにかく全部車が信号を事前に止まらずと動きがつかぬ状態というのは幾らでもあります。そういう意味では、言葉の説明としては可能であっても現実問題としては非常に難しい事態が十分起こり得る、こういうふうに私は思ひますので、問題点の指摘だけして、次に進みます。

次は、通行の禁止及び制限の適用除外に関連して聞いておきたいと思ひます。

今のような、国家公安委員会の通行禁止措置あるいは規制措置に従って車を移動するとき、あるいは警察官の指示に従って車を移動するとき、その場合に限って通行禁止や制限を解くわけですね、移動しなければいかぬ。そういう規定が第七十六條の二第五項のところにある。

しかし、これもよっぽど考えておかないと、異常災害が起これてみんな殺氣立っている、あるいは

は事故が続出しているような状況の中で、運転手がそういう措置をとろうと思っておつても、ほかのドライバーなどからすれば、おまえ何で勝手に車を動かすのだというふうになつて、けんかになつたり、つかみ合いになつたりしかねない状態が幾らでも出てくると思うのです。やはりその場合には、これは公安委員会の指定に基づいて緊急避難措置をとっている車だということが一目瞭然とわかるような措置をとつておかないかと、これも簡単ではないのじゃないか、こう思うのです。

余り時間ありませんから先を急ぎますが、その点どう考えているのかをちょっと聞いておきたいと思ひます。

○伊藤説明員 法第七十六條の二第一項の規定によりまして区間以外の道路に移動する車両というのは、その道路以外ということですので、直近の交差点等から直ちに区間以外へ出る場合がほとんどだろうと考えております。また、同条第二項の規定によりまして道路外へ移動する車両につきましても、直近の空地等への移動を行う場合がほとんどであろうというふうに考えております。そうしますと、法第七十六條第一項の規定に違反して移動している車両との識別にそれほど大きな困難を生ずることはないだろうと思つております。

また、警察官が法第七十六條の二の第四項の規定に基づき指示を行つて車を動かすというような場合におきましては、運転者に直接現場付近の支障のない道路などへの移動、駐車等を指示するような場合がほとんど考えられますので、御指摘のような、それ以外の車両、違法に走っている車両と警察官の指示で動いている車両というものの識別の困難さというものはそれほどではないのではないかと考えております。

○石橋(大)委員 この区域を公安委員会が決定したときには、全部が全部警察官の指示によつて動くことを前提としておるのじゃないでしょう。警察官の指示によつても動かなければいかぬが、運転手の自主的な判断によつて動かなければいかぬ

場合だつて、あるいはその方が多いと思うのですよ。今の答弁は一応わからぬこともないけれども、現実対応の答えにはなっていない、こういうふうには私は思ひますが、次に進みます。

違反者に対する措置をお聞きしたかったのですが、時間がありませんから次に進みまして、次は、被災住民の側の要求にどうこたへるかという問題です。

この車両の通行規制は、警察だとか消防だとか、そういう災害救助のための緊急車両の通行を確保するためにこういう規制措置がとられるわけですね。当然それはわかる。しかし今度は、大災害に遭つてゐるわけですから、当然住民の側にも非常に緊急性を要するのつぎきならない要求が出てくる。大けがをした人をすぐ病院に運ばなければいかぬ、あるいは急病人を何としても病院に運ばなければいかぬ、こういう住民の側の要求が当然出てくるわけですね。

この前私のところへだれか警察庁の専門家の人が来たときに、私がそんな質問をしたら、そんなものを認めておたら全部この法規制の目的が達成できないからそれは認められません、こういうような話だつたと思つてゐるわけです。ここで改めて聞いておきたいのは、本当にそういう住民の側からの要求が起つたときに、警察としては断固拒否するのか、あるいは、何らかの方法で一定の条件をつけて認めるような措置をとるのかとらないのか、この辺ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○伊藤説明員 いろいろな住民のニーズというのがあろうかと思ひまして、例えば負傷者を病院へ搬送したいというふうな場合もあるかと思ひます。この法律におきましては、一般車両につきましてはたとえ傷病者の搬送に用いられるものでありまして緊急通行車両には該当しないだろうというふうな考えられますが、混乱した被災地におきまして、真にやむを得ない傷病者の搬送を行っているような車両というものを排除すること、かえつて御指摘のように妥当でない場合とい

うものも出てこようかと思つております。

したがつて、実際の運用におきましては、改正法案の第七十六條一項の通行禁止の規制を公安委員会が行います場合に、いわゆる意思決定の中で、社会通念上特に通行させる必要があると認められる車両といったものにつきましては通行禁止等の対象からも除外していくことがあろうかと思ひまして、そうした車両につきましては通行可能とするように配慮していきたいというふうな考えております。

また、こうした通行禁止の対象から除外する車両につきましては、除外車両としての識別が可能となるような標準等を交付していきたいというふうな思つております。

○石橋(大)委員 この前説明を聞いたときと違ひまして、十分配慮するということですから、これはこれでそういうふうな承つておきたいと思ひます。問題は、ちゃんとした識別ができるということとが非常に大事ですから、その辺の処置をちゃんとやっていただきますようお願いしたいと思ひます。

残された時間がありませんが、次に、一般の被災住民をどう規制するか、被災住民の動きをどう規制するか、こういうことについて何つておきたいと思ひます。

作家の吉村昭さんが文芸春秋の三月号に、「歴史はくり返す 関東大震災の「教訓」を忘れてしまった日本人」という一文を、神戸の大震災に関連して寄せておられるわけです。その中で吉村さんは、関東大震災後に出版された「震災予防調査会報告」なるものを引用しながら、こういうことを指摘されているわけでありまして、簡単に要点だけ申し上げます。

関東大震災は、甚だしい家屋の倒壊をひき起したが、それによつて起つた火災が猛威をきわめた。
東京市の四三・五パーセントにあたる千四百八万五千四百七十四坪という広大な地域が焼きはられ、全戸数四十八万三千戸中三十三万九百

二十四戸が焼失、死者・行方不明者(圧死・溺死をふくむ)は六万八千六百六十名に及んだ。
報告書でこの火災について取り組んだのは、理化学博士中村清二という人でありまして、まず火災発生原因について、

中村博士は、薬品の落下によるものが四十四箇所あると指摘している。学校、試験所、研究所、製造所、工場、医院、薬局等にあつた薬品類が、棚等から落下して発火した。

これはここでは本題ではありませんから省略をしますが、そういう薬品の落下による火災の発生、これが一つ。

第二に中村博士は、延焼をうながした最大の原因は、避難者の携行する荷物であつたと指摘している。

人々は、家財を荷馬車や大八車に載せたり背に負うたりして逃げまどい、路上はそれらの人と荷物によつて、充満した。火がそれらの荷物に引火し、人々は荷物や大八車等に逃げ道をふさがれて焼死。火勢はさらにつづつて延焼していったのである。

こう言つてゐるわけでありまして、
東京は江戸時代にもしばしば大火に見舞われておりまして、

幕府はその対策に腐心をし、結局、最も危険な物は、火事の折に避難する者が家財その他を積んで引出す大八車と断定した。

それらの大八車は、道路をふさいで火消しの動きを阻害し、避難する者を身動きできなくする。

さらに積んだ荷物とともに大八車に引火し、それが延焼の媒介となつてゐる。

幕府は、出火時に大八車を引出す者を厳罰に処すると警告し、宝暦十年(一七六〇)の大火の後にも、

「出火之節 建具並諸道具等大八車ニテ積候儀有之候二付 往還通路之妨ニ相成候。前々モ相触候処不届至極二付 自今見付次第召捕」として、当人はもとより家主も処罰すると通告

している。
こういう通告を出しているわけですが、それでもなかなかおさまらぬわけですね。

今回の法律改正は、現代の大八車ともいうべき、車を大八車に例えるのはちょっとよくないのですが、車両は規制対象にする。しかし、ガソリンを積んでいますから、車は大八車の何倍も危ないわけですね、これは説明するまでもないと思います。どっちにしても、車はこの法律改正によつて規制をされる。しかし、これは車が対象ですから、荷物を背負う人はなかなか現代にいないかもしれないが、どっちにしても、人間の通行の規制は一応対象外になる。

私は、関東大震災とか江戸時代からの数々の大火の経験などに照らして、車だけ規制をして万全だということは言えないのじゃないか。人々の通行についても一定の規制をしないと、やはり緊急車両の通行は確保できないのじゃないか、こういう感じがしておるわけであります。

最後にこの点はどうかということだけお聞きをして、時間が来ましたから、終わります。

○村瀬政府委員 今回は、今先生もおっしゃいましたように、車両の通行が緊急通行車両の通行の妨害になるという可能性が非常に大きいということから、車両についての規制をしようということとでございまして、歩行者につきましてはそういう意味で対象にはいたしておりません。

ただ、最近ではそういう人はいないかと思ひますけれども、自転車、荷車あるいは原動機付自転車といったものに荷物を積んで移動するというような場合には、これらはいずれも車両でございまして、そういった場合にはこの法律の規制の対象になる。ただ、歩行者が荷物を持って移動するという場合には対象にならないということとでございします。

○石橋(大委員) 野党質問じゃありませんからこれぐらゐで終わりますが、どっちにしても、問題が数々あることは否定できないと僕は思うのですよ。ぜひひとつ、万全の措置を十分検討してやつ

てもらふようにお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○日野委員長 次に、二階俊博君。

○二階委員 阪神大震災発生以来、きょうでちょうど四月と十五日が経過しました。まさに悪夢のような大惨事は、かつて私たちがほとんどの国民が経験したことのないような最大級の大地震でありました。直接この被害を受けた方々にとつて、心の傷は、四月月を経過したとはいえ、たとえ幾千万の同情の言葉を費やしたとしてもそれをいやすことはできない。今改めて、不幸にして亡くなられた五千五百二名のとうとうといたまに對し、謹んで哀悼の意を表するものであります。

去る五月十四日の母の日に、震災で失つたお母さんの遺影の前に、焼け跡にカーネーションの花を供へる娘さんの姿が報道されておりましたが、悲しみを新たにする思いであります。私たちは今、与野党問わず、なし得るすべてを尽くして復旧、復興に努めることは当然のこととあります。

自然災害のみならず、明らかに人災ではないのかと思はれる部分について大きな反省を込めて、国は可能な限りを尽くして、被害を回避できるものは何としても回避するという訓練と努力を常に怠つてはならないのであります。

私は、災害発生以来、一月二十日の本会議における緊急質問、一月二十六日の予算委員会の集中審議、二月十七日の本会議における復興本部設置に関する質疑、去る三月十七日の本委員会において、新進党の阪神大震災の復旧、復興に関する提言や要望を重ねてまいりました。先般の補正予算において、相当部分我々の提言を實行されようとして御努力は多しと存じます。

本日提案されました災害対策基本法の一部改正案であります。今回の大災害に対する初動対応のおくれなど、厳しい反省の上に立つて提案されたものと存じますが、政府は特に何を反省すべきであると考えておられるのか。危機管理、防災、援助物資、医療、輸送、住居、復興計画など、政府の認識についてまずお尋ねをいたします。

○小澤國務大臣 政府といたしましては従来から災害対策に全力を挙げて取り組んでまいりましたが、阪神・淡路大震災においては極めて甚大な被害が発生をいたしましたところであります。私はこれを厳しく重く受けとめ、初期期における被害規模の把握がおくれたこと、官邸への情報連絡体制が十分に確立していなかったこと、災害発生時における緊急通行路の確保に困難が生じたこと等を反省すべき点としておるところであります。

これらの点を踏まえまして、今回、災害対策基本法の一部を改正するとともに、現在、政府において災害対策全般にわたつてその見直しを行つておるところであります。

○二階委員 今回、それらの問題点の中で、それではなぜ警察の道路交通に関する部分だけを改正するのか、その理由について明確にお答えを願ひます。

○小澤國務大臣 災害対策基本法において見直しを検討すべき項目の多くは、防災体制の基本的なあり方にかかわるものであり、防災問題懇談会での討論を踏まえた十分な検討が必要であります。

こうしたことから、今回は、再び大規模災害が発生した場合に直ちに人命救助等に影響が生じるおそれがありますので、緊急に対応すべきものとして、道路上の放置車両等に関する規定の改正を行うこととしたものであります。

○二階委員 今回の阪神大震災を顧みて極めて残念に思うことは、昨年暮れの三陸はるか沖地震、ちょうど一年前の一月十七日のアメリカ・ロス地震、先ほども石橋議員から御発言のありました関東大震災の教訓がほとんど生かされていらないということとであります。

三陸はるか沖は年末の御用納めの後に発生した地震であり、官邸も国土庁も自衛隊も対処できる状態ではありませんでした。その後、この反省の上に立つて、国民に対する当然の義務として政府はいかなる対応をなされておられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 地震災害に対しては、災害に對

応できる平素からの取り組みが何よりも重要であり、極めて甚大な被害が発生した今回の災害を教訓といたしまして、国、地方公共団体等による万全の防災体制のあり方を早急に検討し、必要な見直しを行うことが国政上の重要な課題であると考へておるところであります。

このため、既に、大規模災害発生時の第一次情報収集体制の強化と内閣総理大臣等への情報連絡体制の整備に関する当面の措置について閣議決定を行い、また、防災基本計画の見直しも鋭意行つておるところであります。さらに、広く各界からの有識者の方々から成る防災問題懇談会を開催し、具体的には災害情報の収集及び伝達体制のあり方、消防、救急、警察、医療、自衛隊等に係る緊急対応体制のあり方及び広域連携体制のあり方などについて御意見をいただくことといたしました。

政府といたしましては、この懇談会の検討の成果を踏まえて、速やかに万全な防災体制の確立に取り組んでまいりておる考えであります。

○二階委員 昨年アメリカ・ロスを襲つた地震も都市直下型の地震であり、電気、ガス、水道のライフラインのモロさ、逃げ惑う住民の悲鳴を伝える新聞やテレビ、当日はまたキング牧師の記念休日当たり、交通量は通常の半分であったことがやや辛しいなど、都市型災害は私たちに生々しい教訓を与えてくれました。

しかし、この教訓は、今回の同じような都市型災害に生かされていらないのであります。しかも、一年も経過して発生した今回の災害に、朝が早かつたから、初めての出来事だから、これを繰り返すだけで、真心のこもつた政府の反省の弁は何ら聞かされていらないのであります。しかも、その責任をとる者も一人もいない。

阪神大震災後初めて政府が提出された災害対策基本法の一部改正案を審議するに当たり、今改めて、政府の責任と、防災に対する日ごろの怠慢とも言える政府の姿勢、国民の生命財産を守るという責任感の欠如について、國務大臣にもう一度お

尋ねたいのであります。

○小澤國務大臣 政府といたしましては、災害対策を国政の最重要課題と認識し、災害情報の収集及び伝達、消防活動として救助活動等の応急対応や復旧対策等が迅速かつ円滑に行われますよう防災体制の整備に努めてまいりましたところでありま。しかしながら、今次災害により極めて甚大な被害が発生したことを踏まえ、防災体制全般の見直しについて検討を進めているところであります。

今後とも、これらの検討を踏まえつつ、災害対策の一層の充実に万全を期してまいります所存であります。

○二階委員 関東大震災は、御承知のとおり今から七十二年前の出来事でありました。その生々しい記憶をいまだ体験として持つておられる方々も現存しておられるのであります。

復興に指導的役割を果たされた後藤新平、また、「文明が進めば進むほど天然の暴威による災害がその劇烈の度を増す」という事実がある。この喝破された、これは寺田寅彦が大正九年十一月のある雑誌に書いておられるのであります。

また、東大の地震研究所の玄関に、同じく寺田寅彦の撰文による銅版が掲げられ、その中に、地震研究所永遠の使命とする所は地震に関する諸現象の科学的研究と直接又は間接に地震に起因する災害の予防並に軽減方策の探究とである。

この使命こそは本所の門に出入する者の日夜心肝に銘じて忘るべからざるものである。

昭和十年十一月十三日 地震研究所と書かれておるのであります。

賀川豊彦は、十一月五十八分、関東大震災発生を知るや、午後四時、神戸港に浮かぶ山城丸に乗り込んで、救援ボランティア活動のために東京に向かつております。

今、後藤新平、寺田寅彦、賀川豊彦等、歴史に残る先人の当時の御活躍をしのぶものであります。が、こうした教訓が政府の災害対策上ほとんど生

かされていらない。三陸はるか沖の地震の際、総理は、いつ、どこにおられ、だから第一報を伝えられたのか、私は確かめておきたいのであります。

○村瀬政府委員 総理は、三陸はるか沖地震が発生いたしました昨年の十二月二十八日、大分県に滞在しておられたわけでございます。私も同いたしましては、関係機関から必要な情報を収集した上で、当日の午後十時五十分ごろには総理秘書官に連絡を行ったところでございまして、秘書官から総理にも情報が伝達されたというふうに承知をいたしております。

○二階委員 新進党は、三陸はるか沖地震発生の際、翌日早朝より、政府より早く党本部に海部党首、小沢幹事長、西岡総合調整担当と私が集まり、三陸はるか沖地震対策本部を設置し、直ちに調査団を出して、十二月三十日、政府の調査団が東京にお帰りになる前に、七項目に及ぶ緊急申し入れを国土庁に提出させていただきました。総理はこのことを承知しておると本会議で答弁されておりますが、いつの時点でこのことを総理に伝えられたのか、その際の総理の指示はいかなるものであったのか。今後危機管理のあり方を検討する上でこれまた極めて重要でありますので、お答えを願います。

○村瀬政府委員 今お話がございましたように、十二月三十日に新進党から三陸はるか沖地震について申し入れをいただいたところでございます。その日のうちに、総理秘書官を通じて総理にその内容を伝えたとところでございます。総理からは、申し入れのありました事項を含めまして、対策に万全を期すようにという指示をいただいたところでございます。

○二階委員 七項目に、例えば休日であるとか、あるいは選挙の真つ最中であるとか、過去の災害では内閣の交代時に当たるとか、ややもすれば総理大臣が官邸にいない、東京にいない、関係の責任者が東京におられない、そういうときに地震が発生しておるわけでありまして、国家の危機

管理を含め、これらの問題点について留意し検討すべきであるということを厳重に申し入れをしておるのであります。

にもかかわらず、それらの申し入れをまじめに受け取っておたかどうかということが、一月十七日の地震発生時に、あの後の総理の本会議における答弁等をあわせて、甚だ疑わざるを得ないのであります。この点についても一度御答弁を願います。

○村瀬政府委員 今の先生のお話でございすけれども、十二月三十日にいただいたような今の七項目の趣旨等も含めまして、総理も当然念頭に置きながら一月十七日の災害にも対処されたというふうに承知しておるところでございます。

○二階委員 あなたは職掌柄そのような答弁しかできないかもしれませんが、何分初めてのことでおつしやいまして、初めてのことではないのですよ。過去の災害の事例もあれば、みずからが内閣総理大臣を担当するようになって既に昨年の末に三陸はるか沖地震が発生しておるじやありませんか。そのときに何ら総理大臣としての指揮命令を行っていないために、今回のときには何ら対応がとれなかった、こういうことではないのですか。

○村瀬政府委員 先ほども申し上げましたように、総理からは対策に万全を期すようにという御指示をいただきました。私どももいたしましては、現地に調査団を派遣する等、あるいはその調査団の報告を待ちまして関係省庁の連絡会議を開きまして、五項目、余震に対する厳重な警戒でございますとか、被害状況の的確な把握、水道、ガス等のライフラインの早期復旧、鉄道、道路、港湾、農林水産業施設、文教施設等の被災施設の早期復旧、被災地方公共団体に対する適切な地方財政措置をするということとを申し合わせて対処しておるところでございます。さらには、一月十二日には国土庁長官が現地を視察しているというよう

なこともございます。

それから、申し入れの中にもございました激甚

災害の指定でございますが、平成七年の二月一日でございすけれども、八戸市の区域につきまして、中小企業関係について局地激甚の指定をしているところでございます。

○二階委員 先般の補正予算を加えまして、阪神災害の復興関係の関連予算は約二兆五千億円となっております。今回の被害総額は合計幾らであつて、その復旧に要する費用の中で政府が予算措置をすべきと考えておられる額を御説明願いたいと思ひます。つまり、政府がなすべきことは何ほどの程度残っているのかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村瀬政府委員 阪神・淡路大震災につきましては、被害が極めて甚大かつ広範なものであることに加えまして、一口に被害額といつても技術的に把握が困難なものも多いというような事情もございまして、二月の時点におきまして、民間部門の被害も含めまして、被害額の概算を九兆六千億と推計したところでございます。

被害額の内訳でございますが、住宅、店舗、事務所、工場、機械等の建築物等が約六兆三千億円。それから、道路、港湾等交通基盤施設が二兆二千億円。電気、ガス、上下水道等ライフライン施設が約六千億円。その他が五千億円という内訳になっております。

これまで政府といたしましては、阪神・淡路大震災等の関連経費といたしまして、平成六年度の第二次補正予算におきまして一兆二百億円余、それから平成七年度補正予算におきまして一兆四千二百億円余の、計二兆四千五百億円余を計上する等の措置を講じてきたところでございます。

被害額の概算と予算措置額を単純に比較するといふことは適当でないかと思ひますけれども、平成六年度の二次補正予算、それから今回の補正予算によりまして、公的施設の応急復旧施策はおおむね完了させることができるような予算措置をしたというふうに承知をいたしております。

○二階委員 私が申し上げたいのは、阪神の復興、復興については、政府の説明を聞いておりま

すと、もう何もかも手を打ち終えた、万全の対策を講じた、このような認識に立つておられるでしょうけれども、現場は一体どうなんでしょうか。三万人からの人がまだあの避難所におられる。あのころは肌を刺すような寒い日が続いたのです。もうそろそろ夏じゃありませんか。あの避難所の生活の真夏の夜を思うときに、だれも好きこのんであんなところにおるのではないのですよ。それを思うと、災害復旧に関する政府の姿勢は、万全どころかんだとか口ではうまいことを言うが、実際は行われていないということをお指摘しておきたいのであります。何か答弁することがあったら答弁してください。

○村瀬政府委員 ただいま先生御指摘ございました避難所におられる方のことでございますけれども、御承知のように、避難所におられる方を完全に解消すると申しますか、仮設住宅等に移すというだけということのために、さらに兵庫県知事から私どもの小里大臣の方に申し出がございまして、八千三百戸の仮設住宅を追加するというようにいたしております。これによりまして、現在避難所におられる方々を完全に解消できるというふうに兵庫県知事も確言しておるところでございます。

○二階委員 そこが我々と認識の異なるところであります。つまり、仮設住宅はあくまでも仮設住宅なのです。彼らの生活をもとどおりにしてなお、神戸がよみがえった、兵庫がよみがえったというのを世界に発信できるようにならなければならない、災害の復旧、復興にはならないとやありませんか。そのことを指摘しているのです。大臣、どうですか。

○小澤国務大臣 ただいま局長からも申し上げたとおり、小里大臣、県知事並びに神戸市長さんの御意向を承り、万全の態勢でとにかくやるということで先般の閣議におきましても報告があり、了承されたところであり、政府一体となって早期に、避難所の生活をされておるお気の毒な皆さんに対して万全の態勢でこれからもやってま

いる決意であり、その旨の小里大臣からの報告も承っております。

○二階委員 災害を受けた人々の立場に立つて、あくまでも心の通う対策を講じていただきたい。万全であるとか、あるいはこのことにもうすべてをなすし尽くしたような御発言を政府からたびたび伺うわけですが、現場を知る者として極めてむなしい響きで我々に伝わるわけでありまして、後に兵庫県選出の議員からもこれらの問題について御発言があると思いますので、それに譲りまして、本論に入ります。

災害対策基本法の改正で、道路交通規制について、今回の経験に基づき警察庁が積極的にこれを提案されるようにしたことは、私は率直に敬意を表したいと思っております。また、新進党としては基本的に賛成であります。しかし、今回の災害の反省の上に政府が早急にやらなくてはならないのか、山ほどあるではありませんか。これだけでいいのかという思いは、私は、良識ある役人ならだれもそんなことは思っていない、そう信じたいのであります。

自衛隊の出動に関しまして、国民が常識的に考えていることと現実には大きなギャップがあるではありませんか。もう一日早くあなた方が来てくれていたなら隣の人は助かっていたのに——これに対して若い隊員は、早く助けに来たかったが命令がないから出てこれなかった。このことに関し、災対法の見直しや自衛隊法の改正等について政府は今後いかに考えておられるのか、国務大臣としての御判断、御見解をお聞かせ願いたいのであります。

○小澤国務大臣 災害対策を行うに当たって自衛官がいかなる権限を有しているべきかについては、災害対策全体の中における自衛隊の役割のあり方についての検討を前提とするものと考えられ、災害時の自衛隊の役割のあり方については現在防災問題懇談会において検討されていることから、当該議論の結果を踏まえた災害対策基本法全体の見直し作業の中で今後さらに検討を進めてい

く必要があると考えております。

なお、自衛隊法につきましては、このような論議を踏まえつつ、必要があれば防衛庁において検討が行われるものと考えております。

○二階委員 防衛庁がたまりかねて、昨日の新聞ですとか、震度五以上の場合には自主出動を検討されておるということが報ぜられておりますが、このことは法制上どのような解釈によるものか、お聞かせ願いたいのであります。

○平沢説明員 災害派遣について規定をしておりますのは自衛隊法の第八十三条でございますけれども、これによりまして、都道府県知事等からの要請による災害派遣、これが原則でございます。また、自主派遣については例外的に規定されているわけでございます。この理由は、地方公共団体が災害対策に第一次の責任を有しているということと、それから都道府県知事等が被害状況等を全般的に掌握し得る立場にある、こういったことから、自衛隊の部隊等の派遣の要否等の判断についても都道府県知事等に任せられた方が災害救援活動の効果的かつ効率的な実施を確保する上で最適である、こういう判断に立っているわけでござい

す。

しかしながら、今回の大震災の経験から明らかにしたわけでございまして、突発的な大災害が発生した場合には地方公共団体が早期に全体状況を把握することが困難な場合があります。また、そうした場合には自衛隊に対する災害派遣要請が遅延する場合があります。こういったことが明らかになったわけでござい

ます。私どもとしては、こうした経験に基づきまして、今後自衛隊の災害派遣を円滑に行うべく現在いろいろと検討を進めているわけでございまして、けれども、その一つといたしまして、自衛隊法第八十三条二項ただし書きに規定しております自主派遣につきましては、被災状況把握のための情報収集活動、あるいは人命救助活動、こういったことを念頭に置きまして、このただし書きの規定の活用で派遣が弾力的、スムーズに行うことができ

ますよう、現在、自主派遣に係る基準の作成について検討を進めているところでございます。

○二階委員 そういうことは国民や私どもも極めて当たり前のことに思っておるわけでありますから、防衛庁におかれては、せっかく検討の上、しっかりと頑張ったのだと思います。

次に、緊急災害対策本部の設置について改めてお尋ねいたします。

私たち新進党はあれほどその必要性を訴えてまいりました。本来、野党である私たちが、総理にすべての権限を集中することなど主張すること自体おかしいわけですが、事は国民の人命、財産が失われようとしているとき、避難所であの寒さの中に不安な夜を迎えようとしている三十万人近い方々に速やかな対策が総理自身の指揮命令でやれるようにしてはどうかという提案に、四日も五日も行きつ戻りつの議論の結果、緊急対策本部、現地対策本部など、極めて紛らわしい名称の本部を幾つも設けて、効力と効率が上がるであろう緊急災害対策本部の設置をあくまで拒み続けた最大の理由は何かあったのか。私はこのことを、大臣に対して、政治家の良心に従って明快な御答弁を願いたいと思っております。

○小澤国務大臣 災害対策基本法では、非常災害が発生し、対策を推進するため特別の必要があると認めるときに、内閣総理大臣が閣議にかけて災害緊急事態の布告を行うことができるとされ、その場合には内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置することとされております。このような災害緊急事態の布告を行うかどうかを決めるに当たっての最大のポイントは、災害対策基本法第九十九条に基づく緊急措置を必要とする状況になつてい

るかということです。今回の災害の場合には、社会的、経済的にこのような緊急措置を必要とする状況に至つてはいないとの判断のもとに、緊急災害対策本部を設置しませんでした。閣僚メンバーによる緊急対策本部を設置して高度な判断を要する事項を取り扱い、非常災害対策本部がこれを具体的に推進、調

整することによって、効率的かつ効果的に災害対策を推進してまいったところであります。

○二階委員 緊急災害対策本部の設置の要件として百九条に論及されましたが、私は、その判断は誤っており指摘しておきたいのであります。あれ以上社会的、経済的に大きな問題、あるいはまたあれほどの大災害、即刻この緊急災害対策本部を設置して対応を図っていただければ、あんなにまで大きな被害に進展しなくても済んだのではないかとこのように思っているところであります。

もうこのことに対しては何回となく本会議や予算委員会でも申し上げてまいりましたが、今さらその必要があったというのを言うわけにもまいらないのであります。私は、この判断は歴史に問うて大きな誤りであったということを改めて指摘しておきたいのであります。

私たち新進党の調査団の第一回は、災害発生当日の一月十七日午後、ヘリコプターで上空から調査の後、伊丹空港に向かい、伊丹空港から車で神戸に向かいました。午後五時ごろであったと記憶しております。伊丹から神戸へ向かう道路は、まさに縦の駐車場という感じで、前にも行けなければ後ろへも戻れない。あれでは救急車も消防車も警察の車も全く動けないという状況を私は現場で承知いたしております。

しかし、これとて、緊急災害対策本部を設置して、総理がすべての権限を掌握して国家公安委員長に命令をすれば現行法でも対処できたはずであり、さらに、このような非常事態に對しての訓練が日常からなされていたらもう少し方法があつたはずであります。

道路交通問題については公安委員会に大きな権限が付与されておりますが、国家公安委員会は、阪神大震災発生の日、開かれていたのかどうか。危機管理の面から、この点についてもお答えを願います。

○黒澤説明員 お答えいたします。

一月十七日の地震発生当日には、警察庁から各

委員に對しまして個別に報告をいたしております。国家公安委員会は一月十九日に開催されております。

○二階委員 それは定例であつたのですか。定例の会議ですか、このために開かれたんですか。

○黒澤説明員 お答えいたします。

一月十九日は定例の国家公安委員会でございます。

○二階委員 公安委員の重要性というものは、極めて高い責任を担っていたに違いないはずであります。このような災害に對しても的確に判断を下さなければならぬ法律上の義務もあるわけであり、また、全国の公安委員の人事に際し、私は、ややもすると名譽職的な人選の仕方がされていなかろうかと危惧するものであります。心配がなければそれで結構です。今後一層果敢な行動を要求される現場の警察官を管理される立場の、重要な任務を担う国及び県の公安委員会及び公安委員のあり方について、この際御検討をお願いしておきたいと思ひます。要望しておきます。

政府は、抜本的な見直しを十月ごろ行うと先ほども本会議で総理からのお答えもありました。ただいま国土庁長官からもお答えがありました。しかし、今度の法律が、警察ならできると、ほかの省庁は一体何を考へておられるのか。さらに、政治家は一体何を考へておられるのか。審議会をつくつてもつとらしい人を任命して、役人が実際の作文をつくるというパターンは、もうみんな国民が知り尽くしているものであります。

今回、五千五百二人のとうとい命が失われた。しかも、お互いが国会議員として現役で活動しているときに起きた大事件であります。政治のリーダーシップが問われている今日、私は、政治を担当する者の責任において、災害対策について政治家みずからの手で検討がなされるべきものであつて、審議会の答申を待つだけでは責任を果たしたことになる、こゝ言わざるを得ないのであります。

しかも、このような重要な法案として先ほど本

会議でも提案理由の説明などがなされたことを審議をする各党の、この国会の状態は、一体これは何ですか。委員長、私は、これ以上質問を続行しても実りある答弁を期待することもできなければ、本日に委員長も野党の時代に常にそういう思いがあつたと思ひますが、これでは審議できないじゃありませんか。私はこのことを委員長に申し上げます。

○日野委員長 このことは常に国会で問題になることであります。当委員会において現在こういう状況であることはよく私も認識しております。これから委員の出席を促すように早速措置をいたします。

質問を続行してください。

○二階委員 質問を続行してください。こんなことで質問して意味がありませんか。

○日野委員長 これは委員長としても嚴重に注意をいたしたいと思つております。

質問を続行してください。

○二階委員 じゃ、呼び出しなさいよ。

○日野委員長 じゃ、速記はちよつとめてください。

〔速記中止〕

○日野委員長 速記を起こして。

質疑を続行してください。二階君。

○二階委員 新進党としては、新災害対策プロジェクトチームをつくり、約八十時間の時間を費やして検討してまいりました。去る三月三十日に中間報告を行い、5・U・P作戦なるものを公表し、あわせて全国の知事及び三千三百四の市町村長にアンケート調査をお願いいたしました。回答率は約四割であります。

アンケートの回答を参考までに読んでみますと、「災害対策基本法」の改正については、現行法の大改正を希望するものが四五・四で五百六十一通であります。二番目の現行法の一部手直しを主張する市町村が四二・二でありまして、五百十八通あります。

次に、「災害対策強化のため、役割・機能を強化

すべき関係機関」という問いに對しまして、第一位が国土庁防災局などの行政機関、これが千十五通で八二・二％であります。二位の広域連合等の広域行政団体、これが九百九十八通で八〇・八％であります。三番目が都道府県知事、四番目が総理大臣及び官邸、五番目が市町村長、六番目が内閣、七番目が自衛隊となつております。

「災害対策で、今後強化すべき項目」として、このベストテンは、一番が初動時の情報収集体制、二番目が警察・消防・自衛隊等の協力体制、三番目が情報伝達指揮系統、四番目が災害対策本部等の連絡組織、五番目が広域的な防災体制、六番目が電気・通信・水道・ガスなどのライフラインの耐震設計、七番目が地域の自主防災組織、八番目が地方公共団体の防災関係行政組織、九番目が自衛隊の活用、十番目が道路建築物の耐震設計となっております。

次に、「救助・救済体制の強化に關して、これまでに必要と考へられるもの」についてのお尋ねであります。一番が救急医療体制、二番が食糧・飲料水の備蓄、三番目が住民への情報伝達手段、四番目が災害時通信システム、五番目が消火栓及び貯水槽となつております。

次に、「災害発生時の救助・復旧活動のため、新たな法律に一時的な私権の制限の規定が必要か」このお尋ねに對しまして、必要と答えたのが千七十四通、八七・七％でありました。不必要と答えられたのが百二十六通、わずかに一〇・二％であります。

以上のような回答が寄せられておるわけであります。私は、これを読んでおいて、今後の新災害対策を検討する上で問題点が見えてきたような感じがするわけであります。

近く新進党として新災害対策基本政策を打ち立て、立法化を目指しております。その際、場合によつては臨時国会を開いてでも、一日も早い成立を期してまいりたいと思ひます。政府は、野党の提案であつても耳を傾ける用意があるのかどうか、この際伺つておきたいと思ひます。

○小澤国務大臣 阪神・淡路大震災の経験を踏ま

えまして、現在、政府は災害対策全般についての見直しを検討しているところであります。その際、国民の災害対策に対するニーズをできるだけ取り入れるべく、関係方面から意見を承ることにしております。各党からの御提案につきましても、十分に参考にしてまいれる所存であります。

○二階委員 昭和十二年から十年間、当時の尋常小学校において五年生の教科書に「稲むらの火」というのがあります。国土庁長官は我々の先輩でもありますので、このことを御存じかどうか、お尋ねをいたします。

○小澤国務大臣 正直に申し上げまして、いろいろな観点で村を救った等々のお話があったことは頭に若干残っておりますが、この点につきましても「稲むらの火」の物語のそのとき頭に入っていた一部かとも思っておりますが、知っております。知っておりますかどうかと言われると、知っておりますは答えられません。

しかしながら、御指摘の「稲むらの火」につきましては、地震による津波の襲来を予想した庄屋さんが自分の稲むらに火をつけて村人の命を救ったという、あの物語と承知をいたしております。この物語は、災害発生時において的確な判断により貴重な人命を救ったという点で非常に重要な教訓を持つものであり、私も身にしみておるところであります。

○二階委員 これは私の郷里和歌山県の広川町における実話であり、リーダーの資質と責任の大切なことが小学校の教科書に出ているのであります。

今大臣からお答えになられたとおりであります。この教科書の「稲むらの火」は、最初に、長いゆつたりとしたゆれ方と、うなるやうな地鳴りとは、老いた五兵衛に、今まで経験したことのない無気味なものであった。

つまり、地震の後、津波が来るということを知ったこの村のリーダーは、直ちに、取り入れるばかりになっていたみずからの稲の束が積んであるその場所に火を放って、

「もつたないが、これで村中の命が救へるのだ。」と、五兵衛は、いきなり其の稲むらの一つに火を移した。

とあるのであります。

山寺では、此の火を見て早鐘をつき出した。そして住民たちは、みんなその火事の現場の方へ走っていったわけでありました。

そして間もなく、みんなが非常な早さで山の上を集まったところに津波がやってまいりました。村を一つのみにするような大きな津波であったわけでありましたが、

高台では、しばらく何の話も声もなかった。一同は、波に及ぐり取られてあとかたもなくなつた村を、ただあきれて見下してあつた。

稲むらの火は、風にあふられて又もえ上り、夕やみに包まれたあたりを明かしてくした。始めて我にかへつた村人は、此の火によつて救はれたのだと気がつく、無言のまま五兵衛の前にひざまづいてしまった。

こう書かれておるのであります。

どんなマニュアルをつくり、いかなる法律をつくつても、近代的な防災、通信等の機材を整えようとも、指導者たる者の自覚がなければ何にもならないということとを今回の災害は我々に痛いほど教えてくれたのであります。

さきの東北大学の卒業式において、有名な東北大学の西澤潤一総長は、三千七百八十名の卒業生を前にこのように告辞を行っております。「阪神大震災のように、何をなすべきかとつきに判断・実行しなければならぬことが世の中では起こるが、平素どこまで考えていたかによつて、対応できる人と対応できない人が出てくる。試験を糧として大を成すよう期待します」とはなむけの言葉を贈られたのであります。阪神大震災について、極めて示唆に富んだ告辞であります。このことに對し、大臣はどのようにお感じになられるか、お答えを願いたいのであります。

○小澤国務大臣 ただいま先生が紹介された西澤東北大学学長の告辞は、まさに示唆に富むもので

あり、私も同感であります。そのような趣旨を踏まえ、災害対策のうち、緊急にその見直しを要するものについては、今回の災害対策基本法の一部改正において対応を行うところであります。このほか、ハード面においてはヘリコプターの整備、地震防災情報システムの整備、各種施設の耐震性の向上等、地震災害等の防止のため緊急に対応すべき事業に対応すべく、補正予算措置を講じたところであります。

○二階委員 いかなる総理大臣がその席にいらしたと、再びあのような被害を拡大しないため、答申が十月に出るなどとのんびりしたことを言っていないで、あの大震災の被害を受けられて無念の思いをしてこの世を去つた仏様が、間もなく新仏になってお盆に帰つてこられるのであります。私は、少なくともこのころまでをめぐり、政府も与党も野党も抜本的な対策を講ずべきだと考えております。国土庁長官及び政府関係の御列席の皆様から、それぞれ、このことに対するお考えを伺っておきたいのであります。

○小澤国務大臣 災害対策基本法につきましては、緊急災害対策本部の組織、機能や情報伝達の見直し等が想定をされております。しかしながら、これらの項目の多くは防災体制の基本的なあり方にかかわるものであり、防災問題懇談会での論議を踏まえた十分な検討が必要でございます。

一方、制度改正を行わなければ再び大規模災害が発生した場合に直ちに人命救助等に影響が生じるおそれがあるようなものについては、速やかな対応が必要と考えており、今回、この考え方に基いて法改正をすることとしたものであります。

先ほども申し上げましたが、先生の「稲むらの火」等々を肝に銘じて、私もこれからの震災対策等々に前向きな姿勢で取り組んでまいりたい、かように考えております。

○二階委員 災害対策に対する抜本的な対応を政府が防災臨調に期待をしておられるのは、しばしばそういう御発言や報道があるからよくわかる

わけでありますが、これは防災臨調からの答申を受けて政府がやる。しかし、政府自身が何をなすかということをやはりしっかり持つていなくてはならない。

これは新聞の報道であります。先ほど申し上げました「自衛隊 震度五以上で自主出動 防衛庁改善案 噴火や津波警報でも」。私はこのことに對して、国民はこういうことは当たり前のことのように考えておるはずだということを先ほど申し上げました。この記事の中に、「災害対策基本法などについては防災臨調に改正を求めていく方針も決める。」など書いてあります。これはちよつと本末転倒ではないかと思うのですが、これについて防衛庁からお考えがあればお示しをいただきたいし、後に国土庁長官からも御答弁を願いたいと思ひます。

○平沢説明員 私どもとしましては、今回の震災から反省すべき点がいふところとあるということ、防衛庁庁内におきましても災害派遣検討会議というものを設けていろいろと検討を進めているところでございます。

こうした中で、庁内限りでするものにつきましては直ちに実行していきたいということでも考えておるところでございますけれども、政府レベルでも防災問題懇談会というものが現在開かれていて、それでございまして、政府レベルで災害対策基本法全体の見直しの中で行われるものにつきまして、そういった検討の結果を待ちまして直ちに実施に移していきたいと考えているところでございます。

○二階委員 私どもも新進党で検討しております。策の中の一つ、自衛隊の出動要請の問題であります。先般、あの災害が発生してまだ幾日も経過してないときに海部党首以下私ども明日の内閣のメンバーが現地に参加して、災害を受けた現地の市長並びに町長の皆様と意見の交換を行いました。

その中で、特に地元の市長さん、町長さん方は、我々にも自衛隊出動要請ができるように法律を改

正してもらいたい、我々にも権限を与えてもらいたい。私はその話を伺いながら、あの神戸の大震災の状況、知事及び市長の当日の行動等を考え、あの海の向こうの淡路島における災害の状況等を思うときに、兵庫県のあつたの際に淡路島の状況をいかほど把握しておられたのかどうか。つまり、淡路島でも自衛隊の皆さんの救援を要請する声がまたにあふれておたはずであります。それを町長があるいは市長が要請する権限を与えてもらいたい。私はこれは極めて当然のことだと思ふわけでありまして、これに対する防衛庁のお考え方、また防災に対しての全責任を担う国土庁長官から、それぞれ御答弁をお願いしたいと思います。

○平沢説明員 現行法では災害派遣の要請権者は都道府県知事等となつてゐるわけでございます。その「等」の中に市町村長は含まれていないわけでございます。

現実問題といたしまして、災害というのは一市町村で限られて起るということはずなないわけでございます。かなりの多くの市町村にまたがるケースが多いわけでございます。いろいろな市町村からそれぞれ要請が参りますと非常に要請が錯綜しまして、私ももしも具体的にどこにどういった部隊を派遣していいかというのは必ずしもわからない。したがって、災害派遣が効率的に行われるかどうかかわらないということにもなるわけでございますので、私ももしもしては、現行の、都道府県知事等が現場を正確に把握した上で私どもに要請する、こうした建前がいいのではないかと考えているところでございます。

○小澤國務大臣 ただいま防衛庁の見解を申し述べたところでありますが、我々国土庁を中心とする中で関係省庁との検討がこれから必要であり、ただいま臨調でもいろいろと検討いたしておるところであります。この問題についても検討の課題にのるのではないかと考えますが、いろいろとこれからの検討課題を踏みながら、各関係省庁並びに防衛庁とも調和のとれる点等々あらばとい

うことで検討してまいりたいと思ひます。

○村瀬政府委員 若干補足させていただきますと、私どもの災害対策の立場という見地からの検討、今国土庁長官が申し上げましたとおり検討するわけですが、それ以外に、先ほど防衛庁の方から答弁がありましたように、自衛隊の運用自体の効率性といひますか、そういった見地からの立場があるのだらうと思ひますので、そこら辺両方相まつて検討すべきものというふうに考えておるところでございます。

○二階委員 先ほどの防衛庁の御答弁は、私は極めて不満であります。というのは、県が一括して情報を把握して防衛庁に云々ということでありまして、今回の災害の自衛隊の出動等に対する反省があなたの答弁からはみじんも感じられない。つまり、あのように被害が大きくなつたということに対して、法律がどうだとか命令がどうだとか要請がどうだとか言う前に、なぜ自衛隊が積極的に出られなかつたのかと国民は思つておるのですよ。

しかし、それは別といたしまして、朝六時、防衛庁長官に役所の方から災害の状況を伝えなければならぬ。その前の委員会が答弁したばかりでござんか。六時に伝えた内容は一体どういふことなのか。つまり私が言わんとするのは、本当にそのときに災害の状況を把握できておたのかどうか。知事から要請があつたとか言つたとか言つたが、それは十時過ぎでしょう。時間の開きが大き過ぎるのですよ。この間にみんなが死んでいったのですよ。このときに対応しておれば何らかの対応がとれたはずですよ。

私は、地震のときに大阪におりました。自分でもかなりこれは大変な地震だということですが、私のような素人の者でもわかりました。自衛隊はもつと震源地の近くに、もつと被災地の近くに存在しておるではありませんか。それがあんな時間に出ていて、これでは国民の期待にこたえられないという思いがあるから言つておるわけなんです。それに対してもう少し真剣に検討されたらど

うですか。それから、被災地の市長村長の意見などをもう一度聞いてあげたらどうですか。

○平沢説明員 先ほど申し上げましたとおり、私どもとしては、今回の震災から反省すべき点は多々あるということである。検討しているわけでございます。今後の災害派遣のあり方につきましては、先ほど申し上げましたように円滑に派遣したいということである。いろいろな方策を検討しているわけでございます。

今回の反省点の一つは、現場の状況が必ずしも正確に把握できなかった。現場の自衛隊の部隊も、地元自治体あるいは警察等と頻りに連絡をとつたわけでございますけれども、必ずしも情報を正確に把握できなかったということでございます。今後現場の正確な状況を迅速に把握するにはどうしたらいいかということにつきましては検討を進めてまいりたいということでございます。

けれども、災害派遣の要請が市町村長に移つたらこういった問題が直ちに解決するかどうかということについては、私も必ずしもそうは考えていないわけでございます。私も必しもそれは前向きに検討を進めてまいりたいという点については全く変わりませんので、その点についてはぜひ誤解のないようにお願いしたいと思います。

○二階委員 六時に報告した内容は、こ

ういつた震災が発生したというものでございませう。長官の方からは、それでは状況を把握して適切な指揮をとるようというこの御指示を受けたところでございます。

○二階委員 本当なんでしょうね。

それでは、時間が参りましたから、終わります。

○日野委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤茂樹委員 新進党の佐藤茂樹でございます。当委員会新参者でございますが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、私は、現地時間の二十八日未明にロシアのサハリン州で起こりました直下型大地震につきまして御見解をお聞きたいと思ひます。

本日の正午の段階でも、死者が五百五十九人、また、生き埋めになつてゐる方が二千人近くはいるのじゃないか、そういう報道で、大変な惨事となつております。犠牲者には心からお悔やみ申し上げますとともに、被災者の皆様にお見舞い申し上げるものでございます。地震の怖さを痛感した私たちにとつて、今回の大地震発生は、改めて防災というものの緊急性を認識させられたわけでございます。

九三年七月の北海道南西沖地震以来、この日本の周りに起つたのは大変な地震が多く発生しております。昨年の北海道東方沖地震、また三陸はるか沖地震、ことしの阪神大震災、日本列島周辺でこの地震が相次いでゐるのは本当に気がかりでございます。地震学者の間では、列島周辺は地震の活動期に入つてゐる、今後も同じような地震が起きるのではないかと警告が出されております。

このサハリン北部地震につきましても、一部報道では、北大の地震予知観測地域センターの研究者の意見では「北海道や東北地方が乗つた北米プレートとロシアの乗つたユーラシアプレートの境界線付近で起きたと見られる」、そういう判断を下してゐるわけでございますけれども、このようなサハリン地震の原因及び、このサハリンの大地震が四十キロの宗谷海峡を隔てた日本列島の本当に近く付近で起きたということも含めまして、日本列島へのこれからの影響、関連につきまして、防災の所管大臣としての御所見をまず最初にお伺いしたいと思います。

○小澤國務大臣 先月二十七日に発生をいたしましたサハリン北部の地震は、内陸の直下で発生し、マグニチュードは七・六であるとのことであり、既に確認された死者は五百五十人を上回り、さらに多数の方が行方不明となるなど、甚大な被害が発生をしてゐることは周知のところであらうと思ひます。

我が国の北海道、東北地方におきましても、一昨年七月の北海道南西沖地震、昨年十月の北海道

東方沖地震、十二月の三陸はるか沖地震など大きな地震が発生をいたしておりますが、北海道、東北地方周辺の地震活動が活発化の段階に既に入っているとの指摘や、西日本の地震活動が活動期に入った可能性があるとすることは承知をいたしております。

政府といたしまして、地震観測体制の整備、観測データの集中化による監視体制の強化、観測データ等の評価に関する情報の提供等の施策を進めていくところであります。

国土庁といたしまして、今般の阪神・淡路大震災の経験を踏まえまして、関係省庁と密接な連携をとりながら、安全な町づくりを初め、災害応急対策、災害復旧・復興対策等への備え等の震災対策の充実強化を行ってまいれる所存であります。

○佐藤(茂)委員 今回のサハリン大地震につきましては、私も一月に経験した阪神・淡路大震災と非常に共通点があるのではないかと、言うように言われていくわけです。一つは、震源地が非常に浅い直下型大地震であったということ、もう一つは、未明の時間帯であったがゆえにそれぞれ住民が就寝中を襲われたという点からいいます。我々がこの一月に経験したその教訓というものが十分に生かされるのではないかな、そのように思うわけです。また、地理的にも最も近い隣国でございます。

既に政府は、きょうの先ほどの村山総理の答弁でも、国際緊急援助隊の派遣を決められるとともに、第一次、第二次と救済物資を送ったと報道されておりますけれども、問題は、ロシアから肝心の援助要請があるのかどうか、そういう問題でございます。

きょうの朝刊が一斉に報道しておりますけれども、エリツイン大統領が、このサハリン州北部で起きた大地震の被災者への日本の援助について、「ロシアは地震の傷を癒す能力を持っていて」と自力復旧の可能性を強調するとともに、「日本人は後になってから島を求めるかもしれない」と述べた。これはインタファクス通信がそういうふう

うに伝えていると報道されております。

もしこの報道が真実であれば、隣国の誠意を本心に踏みにじる大変残念な発言だと思うわけですが、まず外務省の方に聞き出したのは、このことの真相がどうなのかということ、また、ただロシアの返事待ちだけではなくて今どのように外交折衝で努力しているのか、そのことを明確にしたい。また、このこと、一番最初に申し上げましたけれども、阪神大震災で字づけた具体的な災害対応のノウハウとか経験を生かした援助を実施されたのか、また実施される計画をお持ちなのか、お聞きしたいと思っております。

○西田説明員 お答えいたします。

まず、先生御質問の先般の阪神大震災等の経験を踏まえて援助を行っているのかという点でございますが、これにつきましては、今回の地震の規模等々極めて近似している面もございますので、まずは速やかに初動で対応することが大事だということでございます。今回の日本政府による対ロシア支援につきましては特に初動で迅速に対応するという点に意を用いた次第でございます。

したがって、御案内のように具体的には地震が発生しました翌日、二十八日には支援の用意がある旨をロシア側に通報いたしましたし、三十、三十一、さらにきょうの二時には第三次の支援の飛行機が現地に赴いたところでございます。また、御案内のとおり昨三十一日には、十六品目総額一億二千五百万円の支援物資を供与すること

も正式に決定をしております。

それから第二番目の御質問でございますが、エリツイン大統領の発言に關します報道でございますが、これにつきましては現在外交ルートを通じて照会をいたしております。渡辺駐ロ大使みずから直接先方ロシア外務省の高位レベルにこの点の事実照会を行っております。もし仮にそのような発言があったとすれば、まことに残念だというふうに考えております。

ちなみに、ただいまほんの少し前、二時過ぎに、河野外務大臣と先方サスコベツ第一副首相との

間に電話会談が行われまして、河野大臣の方から、日本政府のお見舞い、それから支援の気持ち、これを改めて伝えるとともに、先方からは、日本側のかかるお見舞いの気持ち及び支援に対して深甚なる感謝の意の表明がございました。

以上でございます。

○佐藤(茂)委員 ぜひ事の真相を国民の前に明らかにしていただきたい、そのように思うわけでございます。

そこで、いよいよこの災害対策基本法の改正の本題に移らせていただきたいと思います。先ほど二階委員からもありましたように、私も新進党は、この三月にまとめた「新災害対策基本政策 中間報告 防災のための5-UP作戦」の中でも、昭和三十六年に当時の伊勢湾台風などの頻発した風水害を想定して成立した現行の災害対策基本法や、従来の地域防災計画には、阪神大震災に見られるような災害の突発型都市型、大規模化そして長期化等が考慮されていないため、抜本的に見直すべきであるという主張を続けてまいりました。

今回、災害対策基本法の七十六条を中心とした改正案が、五千五百人にもなるという犠牲者を出した阪神大震災後の最初の改正点として、果たして本当に十分なのかどうかという疑問が残るところでございます。ある面から見れば、三十四年間でできなかった改正の突破口を開いたという意味では評価できるわけでございますけれども、全体から見ると本当に枝葉の部分の改正を今回扱おうとしているのではないかと、そういう感じが否めないわけでございます。

そこで国土庁長官にお尋ねしたいわけですが、災害対策基本法のさらに必要な改正点はどこにあるとお考えなのか、また、今後の災害対策基本法の改正の方向性というのはどうなっているのかというのを伺いたいと思います。

また、先ほどの本会議では、十月ごろに防災問題懇談の結論が出るのを待つというお話もございました。しかし、十月まで災害は待つてくれない

わけでございます。この一部の改正だけで果たして、起こるかわかりませんが、しかし、また同規模の災害が起きたときに本対に对应できるのかどうか、そういう不安を持たざるを得ないわけでございます。

また、先ほどの二階委員の質問と重なりますけれども、なぜ今国会でこの七十六条の部分だけの改正を急がれるのか、そういうこともあわせて、長官の御所見を伺いたいと思っております。

○小澤国務大臣 政府におきましては、阪神・淡路大震災を契機として防災体制の見直しを検討いたしておりますが、その一環として、災害対策基本法についても総合的な見直しを検討することといたしております。しかしながら、検討すべき項目の多くは防災体制の基本的なあり方にかかわるものであり、防災問題懇談会での討論を踏まえた十分な検討が必要であります。こうしたことから、今回は、再び大規模災害が発生した場合に直ちに人命救助等に影響が生じるおそれがあるため、緊急に对应すべきものとして、道路上の放置車両等に関する規定の改正を行うこととしたものであります。

今後はその他の項目につきましても検討を進めることとしておりますが、阪神・淡路大震災での経験を踏まえまして、緊急災害対策本部の組織、権限や情報伝達体制等について、その見直しを検討してまいれる所存であります。

○佐藤(茂)委員 今の長官の答弁からは、十月までもし災害が起きたときに果たしてこの一部改正で本対に对应できるのかどうかという質問も加えたいわけですが、それに対しての御答弁がなかったわけですから、原稿になくても結構でございます。で、その辺についての決意をちょっと述べていただきたいと思うのです。

○村瀬政府委員 十月までもし災害が起きた場合にどうかということでございます。

それは、かなり大規模な基本的な改正をするというところは検討には所要の一定の時間がかかるというところは御理解いただけたらと思っておりますが、そ

の間に、検討中に起きたらどうかということは常に起きる問題ではございますけれども、先ほど大臣からも申し上げておりますように、防災問題懇談会というところで基本的な事項を御議論いただくことにしております。一方で、十月まで私ども何もしないでおるかということは必ずしもそうではないわけではございまして、並行いたしまして事務的にいろいろな検討をしたいと思っております。

いずれにいたしましても、防災問題懇談会のある程度の結論を見ながら、事務的な作業は並行してやりますけれども、そういったことで進めさせていただきますと考えるとございまして、でございます。

○佐藤(茂)委員 一条一条はまた別の機会にしっかりとやらせてもらいたいと思うのでございますけれども、今回の阪神大震災で大きな問題を政府の方も感じられ、既に変えようとしていた部分がある部分があるのですね。その一つが第三章の防災計画の部分でございます。三月の当委員会での防災局長の御答弁でも、防災基本計画を検討中であり、五月をめどに何とか見直せるのじゃないか、結論を出せるのじゃないか、そういう御答弁をされておりました。

この防災基本計画というのはなぜ大事かというと、災害対策基本法の四十条、四十一条などを見ますと、実は今、都道府県が地域防災計画を策定しようとずつと取りかかっているわけでも、その中に、都道府県の地域防災計画というのは国の防災基本計画に基づいてつくらないといけない、また修正しないといけないということで、国の大もとの防災基本計画がどういうように変わるのかというのを地域の方も非常に待たれているわけでございます。ところが、五月中、もうきょうは六月に入つたわけでも、それに対しての何らの結論、答えも出てきていないわけなんです。今の進捗状況、また、五月と言われておくれいているわけでも、いつごろまでに防災基本計画の修正部分について結論を出されるのか、明

快な答弁をいただきたいと思っております。

○村瀬政府委員 今先生がおっしゃいましたように、防災基本計画の見直しにつきましては、少なくとも震災対策につきましても五月を目途に改定したいというふうに申し上げております。それがおくれまして、まことに申しわけないというふうに考えておるところでございます。現在、中央防災会議に防災基本計画専門委員会を設置いたしまして、御検討をいただいておりますところでございます。

新しい計画では、このたびの阪神・淡路大震災の経験や近年の社会経済情勢の変化に十分配慮しつつ、実効性の高い計画とするために、必要な施策を可能な限り具体的に記述したいというふうに考えておるところでございます。それから、少なくとも震災対策について五月を目途にというふうに最初に申し上げましたけれども、震災対策以外に風水害対策、火山災害対策につきましてもこの際取りまとめを一緒にしたいというふうに考えております。

したがって、現在政府内での調整を鋭意やっております状況でございます。その作業を精力的にやりまして、六月の下旬ぐらいまでには成案を得たいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤(茂)委員 先ほどの質問でも言いましたが、都道府県が待つておりますので、六月の下旬といわず六月の中旬でも上旬でも早急に作業を進めていただきたい、そのように思うわけでございます。

それで、災害対策基本法に対する今の政府の基本的な考え方を伺います。意味で、災対法について一問だけお聞きしたいのです。

一月十七日の午前十時に、閣議において基本法の第二十四条に基づきまして非常災害対策本部が設置され、本部長にここにいらつしやいます小澤国土庁長官がつかれたわけでございます。そして午前十一時十五分、三十分という説もありまして、第一回非常災害対策本部会議が国土庁防災会

議室で開催されているわけなんです。このまま災害対策基本法に基づいて今回災害対応がフル回転するのかな、そういうふうな思っております。それから、二日後の十九日の十九時五十分には、私どもも初めて聞いたのですが耳慣れない緊急対策本部、そう称するものの設置を閣議決定され、二十時には緊急対策本部会議が開催され、現地対策本部の設置が決定されたわけなんです。

この緊急対策本部と称するものは、基本法の百七条の緊急災害対策本部とは似ておりますけれども全く権限が異なり、法的根拠もない、そういうものであると私は認識しております。そういうけれども、どういう法的な根拠のもとに一月十九日の時点になって緊急対策本部というものを設置されたのか。もしそのような緊急対策本部と称するものが今後の災害に対して本当に必要であるというところであれば、明確にこの災害対策基本法の中に規定されなければいけない、そういうふうな思っておりますけれども、この辺についての御所見をお伺いしたい、このように思います。

○村瀬政府委員 今先生がおっしゃいました緊急対策本部でございますが、これは閣議決定によって設けたものでございます。したがって、具体的な個別法の根拠を有するというものではないわけでございます。

具体的に、なぜそういうものを設けたかということでございますが、これにつきましては、前々から申し上げておりますように、今回の災害が非常な災害であるということから、総理大臣を初めとして全閣僚が直接その問題を緊急に処理しようということ、総理大臣が長になりまして全閣僚をメンバーとする今申し上げました閣議決定による本部を設けて、基本的な方針はそこで決めていただく、それを受けて非常災害対策本部、あるいはその中の小里大臣の特命室といったところで具体的な処理をするという体制で作業を進めたわけでございます。こういった、総理が長となつて、あるいは全閣僚がメンバーとなるような法的な制度がいいのかどうかということにつき

ましては、今後の災害対策基本法の検討課題の一つにはなるかと思っております。

それから、先ほどの二階先生の御質疑の中にもございました現行法の緊急災害対策本部でございますが、これは設置の判断基準として、経済統制等を行う必要があるかどうかということが判断基準になつておりますので、そういったものを外してそういう事態ではなくても総理が長となる本部というものを設置するというところにかどうかというところは、立法論として今後の検討課題の一つであるというふうに考えているところでございます。

○佐藤(茂)委員 私は、その今回の対応の中で、緊急対策本部がほとんど主導権を持つて機能したということが本場に今の災害対策基本法の限界を示しているのではないかと。その件については、きょうは時間が限られておりますのでやりませうけれども、ぜひ今後徹底的に追及していきたい、そのように思うわけでございます。

それで、今回の法改正を実効性を伴うものになければいけないという御質問が一番冒頭の石橋委員の方からありましたけれども、その関連で警察庁に二、三お聞きしたいわけでございます。私は、今回の法改正については、災害時の緊急通行車両の渋滞を解消するために、どこまでも制度上の必要条件であつて、今回の阪神・淡路大震災の対応の反省に立つて見るならばもっともと比重を大きく、運用上の改善を求められる部分が大いのではないかな、そのように認識しているわけでございます。

その一点が、現行法であつても、七十六条の交通規制が実施されたのは何と災害が起きてから二日後の十九日の午後八時なのです。発生から六十二時間が経過して初めてこの七十六条に基づく交通規制が発せられていたわけでございます。その二日間、基本的に道交法に基づく交通規制はあつても、基本法に基づく交通規制というものは行われなかつたわけなんです。その件についてはなぜなのか、まず警察庁にお聞きしたいと思います。この

件については質問で言つてなかつたのですけれども、お答え願ひしたいと思います。

○伊藤説明員 ただいま御指摘がありましたように、災害対策基本法に基づく交通規制が行われましたのは一月十九日の午後八時でございます。そして、一月十七日は何を行つておつたかと申しますと、現場の警察官による通行不能な道路の通行禁止や通行規制というものを行つておりました。これは道交法に基づくものでございます。そして、翌一月十八日でございますけれども、これは道路交通法に基づく規制という形で、いわゆる災害対策基本法と同じルートにつきまして、緊急輸送ルートということでそこを通行制限、通行禁止規制をやつて、そのルートをいわゆる緊急輸送車両の通行のためのルートとして確保したところでございます。

この違いは何かということでございますけれども、災害対策基本法に基づく規制によりまして全国的にいわゆる標章が発付できるというのが一つ大きな違いでございます。道交法の場合は現場の規制の入り口あたりでいわゆる通行証を発付しておりましたけれども、災害対策基本法の場合は、全国的に緊急輸送物資が出てきたということで、これに切りかえまして全国的な標章の発付を行つたということのことで、規制の効果につきましては一緒でございます。

○佐藤(茂)委員 私、今回の法が例えは通つたといつたとしても、どれだけ迅速な法の適用が行われるかというのは一つの運用上の大きな問題になつてくるのではないかと、そのように思うわけでございます。

もう一つは、現場の今回の対応を現地の県警の方なんか聞いておりますと、また兵庫県庁なんかも言つておりましたのは、どういう指示が出されていたのか、ともかくまず人命救出また救援が最優先だつたのだ、だからそのために交通規制に要員が割けずに対応が追いつかなかつた、そういうように述べておられるわけでございます。今後、災害時においてそういう交通規制要員の確保

の問題をどうしていくのかということは、非常に大きな問題ではないかな。報道によりまして、警察は今後、広域緊急援助隊を四千人の体制で創設される、そういうお話も伺つておりますけれども、それが創設されれば、その分交通規制に相当な要員が割けるとお考えなのかどうかお聞きしたい。

そういう要員の問題と、もう一つは、日常的な設備面で、可能な限り早期に渋滞状況を把握するためのカメラの活用とか、また広域的な交通管理のシステムというものが今後どんな整備されていかなければいけないのではないかな。ある意味でいつたら、要員の確保と設備面でのきちつとした整備、そういう運用上の改善があつて初めて今回の七十六条の改正は生きてくるのではないかと、そのように思うわけでございますが、警察庁が今どのように検討されているのかお伺ひしたいと思います。

○伊藤説明員 ただいま御指摘のように、今次の阪神・淡路の大震災の教訓からも、緊急通行路の円滑を確保するためには多くの警察力を確保していくことが必要であるというふうに考えております。

そこで、今も御指摘がありましたように、警察では、被災地における交通規制要員、あるいはどこが通行可能な道路かということを確認するためには、要員を確保するために、全国で約四千人から成ります広域緊急援助隊を設置することとしております。このうち約千五百人が交通規制部隊として最初に投入されまして、通行可能な道路を確認し、そしてその道路をいわゆる緊急輸送ルートとして設置しました後に、この規制を担保していくための要員として投入していくというふうに考えております。また、そのために必要となります車両、整備資材等につきましても今回の補正予算で措置していただけたところでございます。

また、適切な交通規制あるいは広域的な交通管理のためのシステムの検討というものも進めていく必要があると思ひますし、また、警察力を補完

する交通管理施設といったものの整備にも努めていきたいというふうに思つておるところでございます。

○佐藤(茂)委員 もう一つ、警察庁で終わるのですが、申しわけないのですが防衛庁はまた安全保障委員会が続きをやらせていただきたと思うのです。

私は十七日の週に、トラック二台に救援物資を積んで、大阪の難波というところから神戸の、がけ崩れが起こると言われていた東灘区まで行くのに実は十二時間かかつたわけですね。横を見ますと全部、マル緊という緊急車両用のマークのついた、そういうものを我々もつけておりましたけれども、全部つけていたのですけれども、大渋滞で十二時間かかつたわけですね。

今回の災害対策基本法のようなすばらしい法改正が行われても、実際に運用する警察の方が聞くとところによりまして、これは財団法人国際交通安全学会の発表の資料によりまして、既に二月の初頭の段階で緊急車両等のマークのステッカーが十五万枚発行されていたのです。これでは渋滞して当たり前です。また、その団体の人たちが二月四日に実施した道路の調査によりまして、緊急車両マークをつけて走っている車両の四〇％が偽造ステッカーであつた。そういうことも発表されているわけでございます。

そういう意味でいうと、これから何ぼこういういい法ができて、交通規制の徹底の仕方をやはり警察としてまずしっかりと検討していただきたいとともに、今回の法改正で運転者にいろいろ義務づけなければいけないところが非常に多いわけでございまして、災害時における車社会における対応について、車を運転する人たちに、教習所を初めとして、しっかりと教育していく必要があるのではないかと、このことを最後に警察庁にお伺ひしたいと思ひます。

○伊藤説明員 災害時におきます道路の交通状況は、災害の種類、規模等によりましてさまざまでございますけれども、今回の阪神・淡路の大震災

のように、都市高速を初め主要道路が軒並み通行不可能になるというような事態も今後十分に想定されるわけでございます。

したがいまして、災害応急対策のために、そうした道路につきましては、真に必要な車両のみが緊急通行車両として通行できるように緊急通行車両というものが限定されなければならないという面もございまして、また、本場に必要車両だけが通るような形の規制というものをやつていく必要があるだろうというふうに考えておるところでございます。

また、先ほど、偽造された緊急輸送車両標章があつたということでございまして、今後、法律の改正の後になりまして、緊急通行車両標章を偽造しにくいようなものに、様式とか色彩等についても考えていきたいというふうに思つておりますし、規制に当たりまして、偽造事案の防止のために、やはり取り締まりというものが厳格にやつていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

また、運転者の義務につきましては、今後、運転免許試験場等におきますいわゆる新規免許取得者に対する講習であるとか、あるいは更新時講習等におきまして、その義務について十分周知、広報を行つていきたいというふうに考えております。

○佐藤(茂)委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わります。

○日野委員 次に、小池百合子君。

○小池委員 質問させていただきます。

今回の緊急車両等改正案でございますが、私も一月十七日現地におりまして、あの渋滞に巻き込まれた一人でございます。

一センチも進まない渋滞というのは、もはや渋滞とも言えないわけで、停止状態というところで、先ほど質問させていただきまして二階議員とともに一つのワゴンバスに乗りまして、伊丹から神戸に向かうとしたわけでございますけれども、と

にかく一センチも進まないという状況でございました。とにかく市民の方々の状況を、伊丹もかななりひどい状況ではございましたけれども、神戸に少しでも早く到着しようというはやる気持ちと、そして全く動かない車と、あのときの本当に焦りと申しましようか、四カ月半前のことではございますけれども、それをきのうのように思い出すわけでございます。

そこでまず、この緊急車両等の今回の改正案でございりますが、いろいろと現実を考えますと、今回のこの法律もどれぐらい機能するのかということにつきましては若干疑問も感じます。先ほど同僚の議員の方からも、そういった現実面の、具体的な面での御質問もあつたと思いますけれども、このところを一つ一つ詰めていきたいと思っております。

その前に、こういったパニックの状態のときというのは、強力なリーダーシップ、そこからの指導ということが最も肝要かと思われまゝす。その意味で、新進党は、緊急災害対策本部を設置すべきではなかったかという旨のことをかねてより主張させていたでいてゐるわけでございます。そうすると常にお答えでいただくのは、これは経済統制も含む非常に広範囲なものであるからということでございます、このお答えを何度か伺ってきたわけでございます。ただ、ここはむしろ、災害対策基本法、まさに基本法でございます。よつて、こういった一番大きな部分の問題というのを本来できるだけ早く、問題点とそれから現実面、それを考へていくべきであつて、本日の法案というのは大変重要ではございますけれども、一番枝葉の部分からやつてきてゐるな、そういう感じを抱いてゐる一人でございます。

そこで、災害対策基本法の中での緊急災害対策本部、経済統制という非常に大きな枠組みではめてしまいがためにかえってこれが使えなくなってしまうという問題。ですから、この緊急災害対策本部、そして非常災害対策本部、その中間に何かないのかというような議論もぜひとも具体的にし

ていかなければ、また早急にしていかなければならぬのではないかと、いうふうに思つております。

緊急災害対策本部の性格と申しましょうか、これについて、国土庁長官、どうお考えになつておられるのか、改めて伺わさせていただきます。

また、そういった、余りにも強い薬ですと効き過ぎるという部分でのおそれがあるわけで、結局それを使わないでいってしまう。人間の体の場合はそうかも知れませんが、こういう災害、危機ということに關しては、むしろ強過ぎるものも使わないと助かるものも助からないのではないかと思います。御所見を伺います。

○村瀧政府委員 緊急災害対策本部についてでございますが、これは、激甚な被害の及ぶ範囲が非常に広範にわたるような災害、そういった災害につきましては、経済的な混乱も起きるでございませうから、経済的な統制も必要になる蓋然性が高いというようなことでございます。念頭に置いておりますのは関東大震災のような災害、関東大震災のようなものはしばらくの間は起こらないのではありませんかというふうな学者の説でございますけれども、切迫していると言われております東海地震につきましても緊急災害対策本部をつくる蓋然性が非常に高いのではないかとというふうに考えております。

それから、先生もおっしゃいましたように、経済統制の必要があるかどうかというのが緊対本部をつくるかどうかの一つの判断基準にならざるを得ませんものだから、そういった必要がないようなケースには非常に使いにくいということもございませう。

そういうことで、先ほども申し上げまして、先生もちよつとお触れになりましたように、立法論として、その部分を切り離した制度にする。経済統制をする場合とそうでない場合、そうでなくとも総理が長となる緊急災害対策本部といったものをつくり得るような制度というものを検討す

る必要があるのではないかと、いうふうに考えてお
るところでございます。

○小池委員 私は、今回の阪神・淡路大震災というのは、関東大震災、そして非常に危惧されております東海地震、規模的にも、また今回の被害を考えますと大変重大な、広範困な被害であった。

よって、緊急災害対策本部を十分機能させるにふさわしいといえますか、ふさわしいという言葉はそれこそふさわしくないのですけれども、必要な措置ではなかったかというふうに思っているところでございます。

それでは、緊急車両のことについて、早速伺わせていただきたいと思います。

三番目に措置命令がございますが、ここに ついて、自衛隊の緊急車両の円滑な通行を確保するために、自衛官の交通措置命令等の実施ということと ございますけれども、これはいかがなものでござい ますでしょうか。現実を考えまして、自衛隊の車 が通るときのみこの法律が適用されるのか、また 消防車が通るときのみこの交通措置が使われるの か。つまり、自衛隊の車が見えた段階でそれがで きるのか、もしくは、それが通るということで広 く法律解釈によつて自衛隊または消防の方々が交 通整理などを行うことができるのか。これについ て伺わさせていただきます。

○村瀬府委員　今回の改正案におきましても、交通規制の対象となります道路における緊急通行車両全般の通行確保のための措置命令につきましては警察官の権限としております。自衛官または消防吏員が措置命令等を行いますのは、それやられ、自衛隊または消防の任務の遂行上必要な緊急通行車両の通行を確保する場合ということに限定をいたしているところでございます。

○小池委員　自衛隊の車そして消防車が通るときのみということですが、それは、そういう混雑している道に自衛隊の車そして消防車を通運するのの目的を持った時点からそれが発生するのであるか、それとも、消防車もしくは自衛隊の車がそこへ来て、これじやだめだからというので今回の法

律を適用して車を除外させたりするのか。これはどの時点でこの法律の適用になるのでしょうか。

○村瀬政府委員 例えば、自衛隊が災害地に向けて進行してまいりまして、その進行してきた時点で通行の妨害になる車両あるいは物件が現にあるという場合に、警察官がいらない場合でございます

けれども、それに対して措置命令をするというところでございます。

○小池委員　そうすると、通行のどのぐらい以前から交通措置というのの実行できるものなんでしょうか。

○村瀬政府委員 以前からといいますか、通行で
きればやる必要はないわけでございますして、進行
してまいりまして、現にその車両あるいは物件が
自衛隊等の車両の通行を妨げるという事態が発生
しておりまして場合に、それをどける、排除する
ための措置命令ということでございます。

○小池委員　そうすると、現実的な解釈といたしますと、今回の阪神大震災の場合にもあちこちからでこういった車による通行の妨げということが見られ、それがために消防車の到着がおくれ、そして自衛隊の到着がおくれということが起こったわけでございます。よって、ここでこの措置を行う場合というのはすなわち、例えば緊急災害対策本部が設置されたときとか、もしくは非常災害対策本部が設置されたときとか、その地域全体にそれが全部適用されるといふうに理解してよろしいのでしょうか。

○村瀬府委員 非常災害対策本部あるいは緊急災害対策本部の設置ということは要件といたしておりませんで、公安委員会が災害対策上、緊急通行車両の通行の支障になるような事態が発生しているという判断をいたしました場合に、まず交通規制をする。交通規制をいたしました区域あるいは地域におきまして、自衛隊等が出動して、現に通行の妨げとなる車両または物件がありました場合に、先ほど申し上げましたような警察官がいなない場合でございますが、その場合に措置命令等をする。あくまで警察官にやってもらうということと

が基本でございます。

○小池委員 これも現実でございます、実際には警察官は交通整理等をしていられるよりもむしろ人命救助に当たっていた。むしろ交通整理などしていたらいられるというふうな空気になっていたわけでございます。よってこれは現実的に、今後またこういった災害が起こらないことを祈りつつ、もしこういった大規模な災害が起こったときには警察官を全国から大量に投入すること、をまず一つ行わなければならない。そして、第二の点として本日この法律の適用ということになるかと思いますが、そういう認識でよろしゅうございますか。

○村瀬政府委員 前段の部分は警察の運用の問題でございますので警察の方からお答えしていただいた方がよろしいかと思いますが、先ほどから御議論ありますように、要するに単純に言いますと、交通規制をいたしますために相当数の頭数が必要だと思っておりますので、まず必要な警察官をしかるべく動員をして、しかるべき場所に配置するということからスタートすべきものというふうに考えております。

○伊藤説明員 御指摘のように、災害が発生しました場合には交通規制を確保するための大量の警察官の投入というものが大変大事だと思っておりますし、そうした計画を現在進めておるところでございます。

○小池委員 それでは、次の点について伺いたいと思っております。

損失補償の点でございますけれども、車を除外するということに、現在でも駐車違反などでレッカー車で引く張っていかれるわけでございますが、そのときにその車に傷がついてしまった、地震のさなかに車の傷云々というののどうかとは思いますが、しかしそれも一つしつかり法律面でも押さえておかねばならないということ、ここにも規定がされているわけですが、この損失補償について、一体だれがこれを支払うのか、これについて明らかにしていただきたいと思っております。

す。

○村瀬政府委員 損失を負担するのは都道府県であるというふうな考えております。それは、警察官は都道府県に所属しておりますし、自衛官あるいは消防吏員が行いました場合にきましては都道府県公安委員会が指定した通行禁止区域内について行う場合でございますし、また、先ほどから申し上げておりますように警察官がその場に行ないない場合に限りまして自衛官あるいは消防吏員が行うというふうなことでございますので、いずれの場合も損失補償の主体は都道府県であるというふうに考えております。

○小池委員 本日この災害対策基本法の一部を改正する法律案につきましては、後ほど新進党としての態度をあらわさせていただきますと思っております。いずれにいたしまして、今回は基本法の一部を改正するといえども、今回は基本法の一部であらうと思っております。なぜこの法案だけが、時間的な意味等々もあつたのでございましょうけれども、これから次から次へと一部改正、一部改正というふうに出てくるのか。

私どもは、もつと基本的な根幹の部分を中心として、見直すべきところは見直して、そしてそういった大きな幹のところから片づけて、片づけていきたいと思います。見直しをしていくべきではないかろうかと思っておりますが、今どこまでそれが進んでおり、そしていつごろまでにどうしようとしておられるのか。総理の審議会等々もございすけれども、そのタイムスケジュールをもう一度新たにお願いさせていただきたいと思っております。

○村瀬政府委員 まず、次々一部ずつやるのかというところでございますが、今後はそういうことは考えておらないところでございます。

先ほどから申し上げております、大臣からも申し上げておりますように、防災問題懇談会を開催いたしております。十月までに御結論をいただくというところになっております。その中で災害対策基本法の改正の問題についてもいろいろ御議論があつて、結論としてもいただけるのではない

かというふうな考えております。私どもとしてはその結論を待ちまして、一方で先ほど申し上げましたように事務的な検討を並行してさせていただきますけれども、最終的には防災問題懇談会の結論を待つて全般的な災害対策基本法の改正の作業に取り組みたいというふうな考えておるところでございます。

○小池委員 秋まで大地震が再来しないことを祈るのみでございます。懇談会に任せる、そしてその結果を待つ。これも先ほど同僚議員の方から指摘させていただきまして、その中で本日の議論になるのか。そして、それを聞いて、その答えを待つて政治が判断するというのか。それでは遅いのではないのか。むしろ政治の側から、もつと基本的なところ、早急に見直すべきところ、特に細かい部分も必要でございすけれども、大きな幹のところを直していくべきではないかと思つたのですが、国土庁長官の考えを伺わさせていただきます。

○村瀬政府委員 おっしゃる通りに、基本的な部分をまずやるべき、当然そういうことであらうかと思つたのですが、ただ今回、基本的な部分といたしまして、交通規制の問題に絞つて提案させていただきます。これは幅広いろいろな角度からの検討が必要であるということで、成案を得るのに非常に時間がかかるというところが一方でございます。それから、成案を得られた交通規制の關係に絞つて提案をさせていただいておるところでございますけれども、これは先生おっしゃいますように、基本的な部分を早急に成案を得るということは当然必要なことであらうというふうな考えております。

○小池委員 私は、局長の御意見よりも、国土庁長官が政治家としてのようにお考えかということとお尋ねしたかったので、ぜひともお答えいただきたいと思つた。

○小澤國務大臣 ただいま防災局長がお話をしたとおりであります。とにかく今回の提案は、防災臨調で十月ごろ結論が出る、それを根本にして

万全のものをつくりたい。しかしながら、その間にいつまた災害が起きるか分からない。その場合は、阪神・淡路の震災に見習つても、とにかく交通規制が一番大事である。この点に立脚をして、今回は交通規制の一部改正。

とにかく、基本的なものをここで提案をして、皆さんの御賛同を得て、防災臨調で検討して立派な案ができるまでの間に起こつたら大変でありますから、その間の一つ、交通規制の一部を改正する法律だけはやっておきませんと、いつ大きな震災が起きてこれに対処できませんので、基本的な、根本的なものを今回提案したところであります。よろしくお願いいたします。

○小池委員 一番重要なのは交通の問題であるといふのも一つでございますが、しかし、自衛隊出動依頼の問題につきましても大変な時間を要し、それをめぐりまして議論百出というふうな状況でございまして、また、私は何よりも官邸の危機管理能力、体制、この両方の問題の方がむしろ今早急に整えるべきではないかというふうな思つております。

この官邸の発信機能というのがしつかりしておりますと、この交通問題にいたしましても、その他の救助、そしてその後の復旧、復興ということについても同様のことが言えるわけで、私は、第一の問題とすれば官邸の危機管理能力の問題、そして危機管理体制の問題。最近では国土庁の方々が二十四時間の当番をなさつておられるというところでございすけれども、これまでなかつた方が不思議でございまして、そういった危機管理体制そのものをもうシステム的に、すぐやれることはたくさんあるわけでございます。

ですから、私が大変懸念しておるのは、この災害対策基本法の一部を改正する、一部を改正する、結局その積み重ねで、いつも今お話しになつたようなお答えをいただくのではないかとこの根幹の部分の結論を、そして、それを審議する時間をできるだけ早くとつていただきたい

というのが私どもの主張でございます。
 続いて、現在の復旧、復興にしましての住宅地の問題について伺わせていただきたいと思っております。

と申しますのも、最近ではゴールデンウィークでも大変な長雨が続きまして、これからはいよいよ梅雨入りということでございます。四五月半たつて、あちこちに予算もつた、これでよしというのは永田町だけでございまして、地元におきましては雨が降るたびに、裏山は大丈夫か、自分の庭は大丈夫か、庭というのはすなわち御自分の住宅の基盤にも通じているわけでございまして、そこが大丈夫かということで、まだまだ冷や冷やしなからお住まいの方がたくさんおられるわけでございます。

今回、平成七年度の補正予算の中で、二次災害防止のための土砂災害対策ということで六十七億円が計上されたわけでございます。私どもは、これではまだまだ足りない、その箇所が大変多いというふうに認識いたしておりますが、いずれにいたしましても、地すべり対策事業として二十カ所、急傾斜地崩壊対策事業として五十カ所、そして砂防事業として三十五カ所についているわけでございますが、このほか、宅地の擁壁対策として、災害関連として百五十カ所となっております。この百五十カ所というのは地域としてどのところを指しているのか、現時点でわかる範囲でお教えいただきたいと思います。もちろん、百五十カ所全部言ってしまうということではございません。

○保科説明員 お答え申し上げます。
 ただいま百五十カ所、宅地で五百カ所程度を見込んであるわけでございます。この百五十カ所の一カ所一カ所につきましては、今現在調査中でございます。百五十カ所と申しますのは、全体の中で大体この程度の箇所がこの事業に該当するのではなからうかという推定値でございます。したがって、一カ所ごとについては現在まだ調査中というところでございます。

○小池委員 調査中ということですが、

この程度のというのはどういう程度を指すのでしょうか。具体的にお教えください。

○保科説明員 現在、宅地の擁壁につきまして、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業というのがございまして、従来、災害関連緊急急傾斜地対策事業と申しますのは自然斜面を対象としていたわけでございまして、この事業の中で、採択基準を大幅に緩和いたしました。さらに、その高さにつきましても、従来十メートルといった基準でございましたが、これも三メートルまでに採択基準を緩和するというふうなことで取り上げたわけでございまして、したがって、そういった箇所について現在調査をしておるということでございます。

○小池委員 申しわけないのですが、この程度のところのお答えにはなっていないかたように思います。十メートルから三メートルに対象を下げたということですが、例えば、何センチのひび割れが入っているとか、その深さがどうなのかとか、そういった判断基準というのがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○保科説明員 これは、現在擁壁が損壊しておつて、この次の降雨によってこれが崩れるおそれがある、土砂が崩れることによって周辺の人家に、五戸以上でございまして、被害を及ぼす影響のあるものということでございまして、具体的に亀裂の幅が幾つとかいったようなことではございません。

○小池委員 そうしますと、現実的にはその地質の違いというのをごさいますように、それから地形の違い等々、それを総合的に判断してこの程度のところでは危ないということと判断なさるわけですね。そうしますと、今調査中というのは、むしろそういう非常に総合的な判断でございまして、それと、もしおくれでないならばいつまでに、今回のこの百五十カ所ということについての限定と申しましょうか、予算措置の決定はなさるのでしょうか。

○保科説明員 今現在、県あるいは市におきまして精力的に調査を行っておりますのでございまして、正直に申し上げまして調査そのものが、宅地と宅地の間の擁壁ということで、大変狭いところに入っていくわけでございまして、そうすると、写真等を見ていただいてもおわかりのとおり、損壊した擁壁をどういふふうにも復旧するのか、あるいは損壊しているその擁壁そのものをどう処理するのか、あるいはその擁壁を持つていらつしやる方、土地の所有者、そういった方の意向、それはどういふような意向でいらつしやるのか、そういった調整、あるいは復旧工法の具体的な内容です、それについて調査するのに大変時間がかかります。県の職員あるいは市の職員、土曜日も惜しまずに、その辺、連日現地の方を関係方面からの応援を得ながら調査をしているところでございます。

それで、それではいつまでかかるのかということとでございますが、現在私どものところにもう既に幾つか具体的な申請の箇所についての書類等が上げられてきております。順次申請が上がってくるものと思っております。順次申請が上がってきます。

○小池委員 県の職員、市の職員の方々は、最初の被害、震災直後のケア、それから今はこの復興に對してのケアと、本当に御苦労の絶えないところだと思えます。また、この点について私も何度もお伺いさせていただいているのは、六甲山系と申すのは非常にこういつた地域が多いということ、今回の地震によって地割れであるとか地崩れがさまたまるところで起こっている、そして今梅雨を迎えようとしているということで、私自身も何か消防車の役を地元でやらせていただいているというふうなことがなんです。

県の人が見てくれない、市の人が見てくれないということ、今作業がいかにか大変かということも伺わせていただきましたけれども、いずれにいたしましても、梅雨が来るのをとめるわけにはいかないうわけでございまして、ですから、予算面でもハードの予算だけでなく、こういった調査員を

できるだけ早く送ってあげて、そして、ちょうど震災が終わった後に、全壊とか半壊とかいう形、これも結局、むしろ急いだがために随分不公平であつたり客観性がちよつと問題であつたりということもあつたことは否めないのですが、被災地の方々というのはまだまだ心理的に不安定である、それは、何か自分がほうつておかれているのではないかというような心理がまず働いてしまう。そういったことで、この調査というのをできるだけ早く、また、各自治体の足りないところに人的な、バックアップといいますが、そういった面でも努力していただきたいというふうに思っております。

それでは、そういったことを踏まえまして、各地の急傾斜地の被害というののもまだまだ復旧、復興に至つておられないわけでございまして、災害対策特別委員会の中でこうやって質問させていただくうちに、急傾斜地に対する法律と地すべり対策に對する法律と、さまざまな法律があるわけでございましてけれども、この急傾斜地の対象となる土地、それは一体どういふものなのか、ちよつとまず定義づけから伺わせていただきたいと思っております。

○保科説明員 お答え申し上げます。
 急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護するために、急傾斜地の崩壊を防止し、民生の安定と国土の保全に資することを目的としておりまして、事業主体は都道府県でございます。ここで急傾斜地とは、斜面の角度が三十度以上である土地を言います。都道府県は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により周辺の人家等に被害が発生するおそれのある区域において事業を実施しております。国は、急傾斜地崩壊防止工事の費用の二分の一を補助しております。
 具体的な急傾斜地崩壊対策事業の採択基準でございますが、急傾斜地の高さが十メートル以上で、移転の適地がない、また、人家がおおむね十戸以上に倒壊等の著しい被害を及ぼすおそれがある

つて、全体事業費が三千五百万円以上あるものである、これらを満たす場合に公共事業で急傾斜地崩壊対策事業として実施しております。

○小池委員 今回この急傾斜地でもさまざまな被害が出ているというふうに申し上げましたけれども、それでは、この法律に適合する地域でございませぬ、今回の震災によつてこの法律の適用を受けたところ、箇所といましようか、お手元にある数字で結構でございます、何カ所ぐらいがこの対象になっているのかお知らせください。

○保科説明員 一月十七日の震災が起つてから、私も現地に緊急支援チームを送り込んで、危険箇所の点検調査を実施いたしました。また、そういった点検調査等をもとにいたしまして、二十六カ所について予算措置をいたしました。現在工事を行っているところでございます。

○小池委員 急傾斜地、今定義づけといたしますが、法律に書いてあるわけでございますけれども、その対象地の原則として、三十度の勾配というところでございました。

一方で次に地すべり対策ということでございすけれども、今度は、急傾斜地と地すべり対策と、その対象地というのはどこがどう違うのかお教えください。また、その対策にかかる費用の分担についてもお願いします。

○保科説明員 地すべり対策事業につきましては、地すべりによる被害を除去し、また軽減するため、地すべりを防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的としておりまして、地すべりが発生またはそのおそれの極めて大きい区域で、公共の利害に密接な関連を有する場合、県等が排水施設あるいはくい設置など地すべり防止の工事を行うものであります。国は、地すべり防止工事の費用の二分の一を負担しております。

具体的な地すべり対策事業の採択基準でございますが、まずは、河川等に被害を及ぼすおそれのあるもの、鉄道、国道等に被害を及ぼすおそれのあるもの、また、官公署、学校、病院等に被害を

及ぼすおそれのあるもの、また、人家十戸以上に被害を及ぼすおそれのあるものなどでありまして、これらを満たす場合に地すべり対策事業として実施しております。

○小池委員 今回、急傾斜地も、そして地すべりの発生した地域も、さまざまございまして、一般の住民の方には、これが急傾斜地対応なんですよ、これが地すべり対応なんですよと言つてもなかなかわからない。全体を包み込むような法律がまだないのではないかと、そのすき間に入つてしまつていような案件などもあるのではないかと危惧しているわけでございますけれども、例えば、今はまだ地すべりが起つていない、もしくは急傾斜の崩壊が起つていない、ただ、今回の震災が原因ということが後々はつきりして、そして何年後かに崩壊が実際に起きた、地すべりが起きたといった場合にはどのような対応がされるのでしょうか。先ほど費用の分担を伺いましたけれども、これは、平時といいますが、今回の震災いかににかかわらず適用されるわけなのでしょうか。

○保科説明員 例えば宅地にクラック等が発生した場合等を先生御指摘ではないかと思うのですが、その場合にございまして、まず現地の方から、そういうクラックが入つたという報告が市役所あるいは現地の土木事務所等に入るかと思ひます。地方公共団体におきましては、その報告に基づいて現地の状況を調査いたします。このクラックが、単なる表面のちよつとしたクラックでなくて地盤の深部にまで達して、地すべり面がそこにあるぞという場合、かつ先ほど申し上げたような公共性に関与しての一定の要件を満たすものについては、地すべり対策工事として取り組むこととなります。

○小池委員 今回そのほか、液状化の問題等これまでの法律ではカバーできないような部分も多々出てきております。今造成宅地にお住まいの方々が、家は壊れていないけれども、地割れ、クラックが大きく入つていふ。そして、公共の道路の部分は修理が行われてもいるし、また裏山の地すべ

りの部分などについても応急処置なども徐々にとられ始めているというような状況でございますけれども、ただ、公共の部分だけ直してもまだまだ、何と申しましようか、御自宅のクラックについてはまだ住民の手が回らないというような状況であつたりする。

そうすると、この後梅雨が来て、梅雨の中で住宅地の方も地割れが進んでしまつて、また公共の道路を越えて次の下のお宅の家までもそれが進んでしまつていふような状況、これも大変懸念されるところなのではないかと、そういった場合に地割れが起つたお宅に対しての措置というのは、これは以前から取り上げておりますようにさまざま融資を受けるしかないというような状況なのではないかと。

○竹村説明員 今の先生御質問の各個人のそれぞれの宅地のクラックの復旧でございますが、基本的には今先生御指摘のとおり、種々の融資制度を活用して復旧していただくというのが基本だろうと思ひます。

ただ、現在地元の公共団体におきましては、降雨期を迎えて、特に人命保護などの観点から、土砂の除去ですとか雨水の浸透を防ぐシート張りですとか、そういうような当面の応急措置について日夜努力をし、二次災害の防止に万全を期すよう努めておるといふような状況でございます。

○小池委員 宅地については個人の私有地であるという観点からそういった融資に頼らざるを得ないという問題点もあるわけでございますが、この七月にいいよPL法が施行されるわけでございます。PL法というのは基本的に不動産に対しての適用ということでございまして、さまざま土地に関連した形でこのPL法が今後適用されるような状況があるのかどうか、これについての考え方を伺わせていただきたいと思ひます。宅地指導室長、いかがでしょうか。

○竹村説明員 私どもが聞いている話の範囲内で申し上げますが、いわゆるPL法の対象に土地は含まれておらないというふうに認識しております。

す。

○小池委員 宅地の場合、PL法は、不動産というところでそぐわないという認識を伺つたわけでございます。

宅地と申ししましても、いろいろな届け出があつたり登録があつたり、そして許認可の対象になつていふ。そうしますとその中で、特に県等のかかわりがそこにあるところあるわけでございます。PL法ではございませぬけれども、これまでのさまざま判例を見ても、県が、これもまた兵庫県の判例でございまして、西宮で起つたがけ崩れといふか、擁壁が壊れてその後民家を襲つた件につきましても、兵庫県の県知事の方からの勧告及び改善命令を怠つたといふことから、これは結果的に県の方が負けているという判例もございまして。

というふうなことから、土地の問題、日本じゅうがこれでPL法を適用したならばどうなるのかと考えますと少々恐ろしいところもございすけれども、しかし今土地をめぐつて、特に日本人の土地神話といふこともございまして、土地に対しての思いというのは大変強いと思ひます。その意味で、さまざま観点からの訴えといふものが今後出てくるのではないかと、これを現地で私は非常に強く感じているところでございまして。

さて、いずれにいたしましても今回、災害対策といふことで幾つもの災害対策法といふのに接してきたわけでございます。しかし、そのいずれもが大規模地震の災害を想定したものではないのではないかと。つまり、先ほどから伺つていふ地すべりの定義であるとか急傾斜地の定義であるとか、それからこれは定義を伺ひませんでしたけれども宅地造成のときのさまざま法律がございまして、今回のような大規模地震の災害を想定した法律になつていないのではないかと、このように感じるところでございます。

こういった大災害に向けた法律の必要性を強く感じるところでございすけれども、地すべり

法、急傾斜地災害防止法、そのすき間に入っている人たちが非常に多いわけでごさいます。そして砂防法、宅地造成等規制法、これなどを総合的に一度見直す必要があるのではなからうかと思ひます。これはだれに伺つていいのかちよつとわかりにくいところでございすけれども、ぜひともそういう大きな観点でのチェックと申しましようか、それを進めて、私どもも進めていきたいというふうに思つております。

この災害対策基本法につきましては私どもも改正案の準備もさせていただいてるわけでごさいます。より大きな問題として、先ほどからも何人かが指摘しておりましたけれども、自衛隊法の見直しということも必要になってくると思つております。この災害対策基本法、先ほど佐藤議員に六月下旬までに大きな見直しを進めるというふうにお答えになつていたと思うのですが、それでよろしいのでございすようか。

○村瀬政府委員 今先生がおっしゃいましたのは、基本計画でございすね。

基本計画は、五月中に震災対策については成案を得たいと申しおりましたけれども、作業が若干おくれまして、六月下旬ぐらいまでは成案を得るようになりたいと考えておるところでございす。

○小池委員 そうしますと、それは震災対策のみということになつてゐるのでしょうか。

〔委員長退席、石橋(大)委員長代理着席〕

○村瀬政府委員 震災対策以外に、風水害対策でございすとか火山災害対策、そういうものは今回一緒に取りまとめたいと思つております。ただ、災害の中でも若干特殊でございす原子力でございすとか航空機の事故といったようなものにつきましては、ちよつと今回間に合いませんでしたので、引き続き検討させていただきたいと思つております。

○小池委員 今回、サハリンで巨大地震があつたばかりということでございす。そしてまた専門家の、日本周辺のプレートは地震活性期に入つて

いるという指摘もございす。ということ、起らない方がよいのですけれども地震は待つてくれないし、梅雨も待つてくれないということ、法律はつくらなければいけない、復旧、復興に努めなければいけない。大変忙しいといひますか、作業的にも仕事的にも大変大きくて忙しいとは思ひますけれども、しかし、それをしなくて何が政治行政かというふうに対応して、対応だけ早く、また私どももそれに対応して、対応というか對抗して、よりよい法律の改正案を準備させていただきたいと思つております。

最後に国土庁長官に伺つていただきます。

震災発生以来この四月半、非常に御苦労も多かったと思ひます。そしてまた、実際に御担当になつておられて、今私が申し上げました災害対策基本法であるとか建設関係のさまざまな法律もございす。もちろん国土に關係した法律も多岐にわたつてたくさんあるわけでごさいますけれども、そのいずれを見ましても大規模な災害に対処するのは非常に難しいのではないかとこの感覚を私は持つてゐるわけでごさいます。

大臣も東京の選出議員のお一人でございす。東京と申しますと、何か大きな問題が起つたときにはそれがまさに大被害につながつていくというところで、さまざまな法律、きょうの基本法の一部改正もそうでございすけれども、こういふ法律面での不備であるとか物足りないところであるとか、どういふふうな実感を持つておられるのか伺つてくだされ。

○小澤国務大臣 先生御指摘のとおりであり、私も東京出身でありますから、関東大震災規模の地震がいつやつてくるかわからない。南関東地震につきましてはおおむね百年から二百年の間ぐらひとは言われておりますが、直下型はその間に数回ぐらひは来るであろう。こうなると、いつ来るかわからない、あす来るかもしれないことに相なりますと、やはり大変なことだということも実感をいたしております。そして、ただいま先生御指摘のとおり、法的にまだまだいろいろやらな

ければならない不備なところも出てくるわけであります。それらを踏まえて、阪神・淡路大震災を契機として、我が国の災害対策について多様な議論が展開をされておることは先生御承知のとおりであらうと思ひます。

政府におきましても、災害体制全般にわたつてその見直しを検討しておりますし、災害対策基本法の見直しを行うことはもとより、災害対策に關連する多様な法律についても、見直しが必要な事項があれば検討を進めてまいりたい、かようにも考えておるところであります。

○小池委員 法律の整備、これも早急にやらなければなりません、しかし、どんなに法律を整えたとしても、それをちゃんと正しく機能させる指揮官が必要になつてくるわけでごさいます。今回、官邸の危機管理というところが強調されたわけでごさいます。国土庁の皆方、官邸の中で、また官邸をバックアップして二十四時間態勢をとる、当たり前の姿に戻つたと言ふこともできるかと思ひますけれども、長官におかれても、危機に對しての備えと申しましうか、これに對してこの四月間何が変つたのか、伺つていただきたいと思ひます。

〔石橋(大)委員長代理退席、委員長着席〕

○小澤国務大臣 何が變つたかということではあります。きょうの本題である交通関係の一部を改正する法律案、ただいま局長等々も答弁した基本計画の見直し、これは五月が多少六月にずれ込むが必ずやります。また、先ほど申し上げましたように、日本全土、大きな震災がいつどこに起るかわかりませんから、臨調にお願いをしてあるのが十月ごろにはでき上がりますので、これを踏まえて、立派な、危機管理を含めた防災体制の確立をしてまいりたい。

しかしながら、それが決まるまでの間にいつ震災が起きてもお初動態勢、危機管理体制ができるように、一つには今回交通関係の改正をして、今までも局長がいろいろと答弁したように、交通規制は警察官がやるべき仕事であります、目的を持つて行動してゐる自衛官、消防吏員がその場に、災害に遭遇したときには警察官にかつて交通規制を実施できる、車を移動する場合にどうしてでもできる場合には都道府県が責任を持つ等々の交通規制の法案をお願いしておきまさんと、いつ大惨事が起るかわかりませんので、こういつた一部改正を本日お願いをしたところであり、四カ月、五カ月の間にいろいろと、いつあるかわからない大震災、災害に向けて万全の構えをするための一部として対処してまいりたい。これらを感じたところであり、きょうお願いをしたところであります。

○小池委員 ありがとうございしました。法律というのは、神経のような非常に細やかな部分と、太い脊椎のような背骨のような部分と、その両方が組み合わさつてようやく機能するものであると思つております。いずれにいたしましても、災害のみならず、今世界の情勢というものは東西冷戦のときとまた違つた意味で大変流動的でごさいます。その意味でも、広い意味での危機管理体制というのをできるだけ一刻も早く構築していくために、懇談会の結果を待つてではなく、むしろお互いに政治家同士の話し合いでもつて、そしてまた行き過ぎた形ではない体制をぜひとも一日も早くとりたいたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思つております。

時間が参りましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございしました。

○日野委員長 次に、赤羽一嘉君。

○赤羽委員 新進党の赤羽でございす。本日は、与えていただいた時間内で、災害対策基本法の一部改正案につき質疑いたしたいと思ひます。今回、一月十七日の阪神・淡路大震災では、御指摘のように確かにひどい交通渋滞が発生直後から起り、そして、いわゆる緊急車両の車がなかなか動けなかつたことによつて、災害規模、被害規模が拡大していつてしまつた。これに對しての反省の上に立つて、新しく法改正することは基本

ございます。

○赤羽委員 伊藤課長の説明はわかりましたが、しかし、これまでの四カ月の間に、予算委員会、各種委員会等々の正式な議事録を見ても、三キロ進むのに六十時間以上かかったとか、それはみんなうそを言っているわけじゃないわけですよ。警察庁の分析と、我々議員が、また被災者の現場で体験している時間が余りにも乖離があり過ぎる。これはもう一度県警なり何なりで調査分析していただきたいなというふうに要望しておきます。それが一点です。

それと、たしか前に災害特で小池委員の質問がありましたけれども、そのお答えの中で伊藤課長の御説明があったかと思うのですが、シャットアウトするというのは、高速道路をシャットアウトするというのはよくわかりますよ、平場の中でシャットアウトできるのかどうか。

それと、あのとき課長の御説明もあったかと思いますが、市内の道路状況が混乱して、どの道路がどうだあだという情報を把握するのに時間がなかった、だから一日後の翌日の朝六時に道交法で交通規制をし、六十二時間後の夜八時に対法による規制ができた、今回はそこまで時間がかかったわけでしょう。しかし実際、交通渋滞というのは災害直後から、午前中からほんと始まっている。ではどうやって、今回でできなかったことがきょうの法改正をすることによってできるようにするんですか。

石橋委員が心配して御指摘があったことと私は全く同感なんです。情報収集するの、この新しい法改正と今までのと全く変わっていないわけですよ。だから、いつを想定してこの災害基本法の改正なのか僕は非常に疑問なんです。その点、情報収集、どこの道路、区間を指定して規制をかけるか、これに対する時間をどう考えているのか、御答弁ください。

○伊藤説明員 御指摘のように、今回の地震でございませうけれども、確かに災害発生の日、どのルートを通れば神戸の中心部の方に緊急輸送ル

トを確保できるかということについての情報収集というものに時間がかかったわけでございます。これは一つに、警察官というものが本来、緊急輸送ルートを探そうとしておったわけでございますけれども、人命救助等の要請がございまして、そうした警察官が人命救助に従事せざるを得なかったというような事情もございました。

そこで今後でございますけれども、この法律というものではございませんが、いわゆる緊急援助隊というものを早期に現地に派遣する、その部隊の中にはいわゆるモトクロス等に乗った部隊がおりまして、一体どの道路が被災地へ通れる道路なのかということ、周辺の県境から被災地に向かっている走っていくという中で、いわゆる緊急ルートというものの探索といましようか、探索に当たるといった形も考えておるわけでございます。

○赤羽委員 それで仮に確保したとして、平場で神戸なんかは比較的、神戸に入る道は限られておりまして、ある意味では神戸というの山が迫って海があつてかなり特殊な地域だったと思えますが、そうじゃないところで、その市内に入る道をすべて遮断するということが物理的に可能なんです。

○伊藤説明員 今回、すべて遮断するというわけではございませんで、いわゆる被害に遭った地域を中心に、大変な被害があるところにつきましてはいわゆる通行禁止をかける。しかし、被災地向かう道路については、緊急輸送ルートとして選定した際には、それを通行禁止にして、緊急通行車両以外の通行を規制するという形での規制を今後考えているわけでございます。

○赤羽委員 それでは、緊急通行車両以外を通行禁止にする、その緊急通行車両とはいかなる車かという話になると思うのですが、消防車とか自衛隊の関係の車とか救急車とかというのは出てくると思えますが、救援物資の車というのはどう考えるのですか。

○伊藤説明員 緊急通行車両の定義でございませうけれども、基本的には、道路交通法で言います緊

急自動車、これに加えて、いわゆる災害応急対策を行う車両ということでございませうので、救援物資というものが災害応急対策に必要な物資であるということであれば、これは緊急通行車両に当たるといふことになりませう。

○赤羽委員 それでは、例えば世帯主の人がその日たまたま東京どこかに出張して、例えば今回でもそうですが、神戸で地震があつたと朝聞いて駆けつける。そして車で入ってきた場合、そこでシャットアウトはされるのですか、されないのですか。

○伊藤説明員 今回の阪神・淡路大震災では、通行禁止が行われている道路に大量の避難車両や家族の安否を気遣う一般車両が大量に流入しまして、交通渋滞の大きな原因となつたという実態がございませう。こうした実態を踏まえまして、一般車両につきましては、原則として、通行禁止等の対象から除外されるべきものではないというふう

に考えておるわけでございます。災害応急対策の迅速な実施ということを行うためには、緊急通行車両の円滑な通行が重要でありますから、交通規制が行われている道路におきましては、緊急通行車両の運行が第一に優先されるべきだろうというふうに考えております。したがいまして、家族の安否を気遣う車両や自宅へ戻ろうというふうな車両につきましては、通行禁止規制が行われている道路を避けていただくというふうになるかと思ひます。

○赤羽委員 ここはどうなんでしょう。世帯主が自分の家族を心配して帰ってくる、そこでシャットアウトされる。シャットアウトするからには、その世帯の安全保護が担保されるんだからそれはいいと思いますが、今回のような場合にはどうなんですか、シャットアウトされて構わな

いんでしょ。大臣、この点どうですか。○小澤國務大臣 その場合、家族には非常にお気の毒だと思ひます。しかしながら、やはり大きな震災そのものを考えた場合には、やむを得ないと

言う大臣として本当に恐縮な発言になるかも知れませんが、家族のことを心配するその気持ちもわかりますが、災害基本法の一部を改正することによって、災害時における、自衛隊の車なり消防の車なりがその目的を持って現場に行くための措置をするための一部改正でありますので、その方々にはお気の毒ですが、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○赤羽委員 それはちょっと問題があるのではないでしようか。皆さんが、自分の家が被災を受けた、飛んで帰らなければいけない、しかしそこまで来たら入れない、それはしょうがないとしてあきらめるということですか。

○小澤國務大臣 ただいま発言をさせていただいて、非常に、大臣としての発言としてはということのおしかりもいただきましたが、先ほど申し上げたとおりを御理解いただきたいと思ひます。

○赤羽委員 いや、私は別に大臣としての発言でしかつたつもりはないのですが、今回の法の運用で、各家庭の世帯主がいけないときは、通れないということではないのですかということを確認をしたわけでございます。

先ほどの救援物資の車ですけれども、今回はとにかくこれまでのような救援体制ができていなかったということもあり、全国からの心あるボランティアの人たちが一斉に救援物資をみずから運んできたという例があつて、先ほど佐藤議員からの御指摘では十五万枚のステッカーが出た。結果としてそれでかなりの交通渋滞になつたということ、これは事実であると思ひます。それに対してすべてをカットするということもまた同じようにできない問題ではあると思ひますけれども、ですから私が思うには、今回のように交通規制のこの部分だけを手をいらつても、なかなか実効ある形というのは難しいのではないかなというのが私自身の実感でございます。

例えば救援物資であれば、神戸に隣接している市の中で、まずそこですべてワンクッション受けとめる。そこが司令塔になつて、そこから被災地

の中に救援物資の車を出すというようなことでは、みんな全国ですごく良心を持って何とかしてあげたいということが出たことが、結果において消防活動の足かせになったりとかという。こういって国民の皆さんの良心が結果として足を引っ張ってしまうような残念な結果というのは、何としても今後政治の力で変えていかなければいけないというふうに私は思うわけでございます。

災害対策基本法のこの部分をいろうのではなくて、全体を見直して、いつ今回のように大都市直下型大震災みたいな一番対応が難しい災害が起きたとしても、何としても機能的に効率的にスムーズにその救援活動ができるようにするべきであるというふうに私は思うわけでございます。ですから、何としても一日も早い災害対策基本法全般の見直しということに対して前向きに取り組んでいただきたいと思います。大臣、その点について御決意のほどを伺います。

○小澤国務大臣 先生御指摘のとおりであろうと思いますが、やはり今、臨調にお願いをし、十月には案がまとまります。それに基づいて立派な法案をつくりたいと思っておりますが、それまでの間にも大きな災害が起こった場合の措置の一つとして、本日の基本法の一部改正ということでお願いをしておりますので、もちろん先生御指摘のようにいろいろな角度からの盤石揺るぎない体制をつくることは私も大賛成であります。それができるまでの間の災害に対する一つの目的がありますので、御理解をいただきたいと思います。

○赤羽委員 それでは、仮設住宅の件でちょっと伺いたいと思います。

小里大臣もいらつしやいます。今回、政府の御決断で神戸市内の仮設住宅にクーラーをつけていただけのことになりました。本当に地元では大変喜ばれております。ありがとうございました。

今回、同時に約八千五百戸前後の増設建設も認められたということでございます。自宅の近くにという要望にこたえていただいた措置だとこれも

本当に深く感謝しております。でございますが、聞き及びますところによりますと、今回の増設分八千五百戸前後のほとんどが、大きさが二Kではなくて一Kになる。これまでも、非常に狭いとか、余り広いとは聞かないこの狭い居住空間の中で、一Kになぜあえてするのか。

私が認識しておりますのは、今までは独居老人の方とか母子家庭の方たちが優先的に入られて、残っているのは働き手のある四大家族、五大家族というケースが多いと思います。そこであえてこの追加分だけワンルーム、二十七平米を二十平米にされるというこれはいかがなものなのか。その御真意と、まだ決定でなければ、何としても従来どおり、大きいとは言えなかったですけども、今までどおりのサイズで建設をお願いしたいというふうに思うわけでございますが、御発言をいただきたいと思います。

○松尾説明員 追加いたします。応急仮設住宅は八千三百戸でございます。

この八千三百戸につきましては、神戸市等地元市におきまして、避難世帯の世帯類型、人員等について悉皆調査を行いました。この悉皆調査によりまして、一人世帯あるいは二人世帯が七割を占めております。こういうような状況を踏まえまして、兵庫県は世帯の実態等を十分勘案した上で設置をするということでございます。全戸を一Kにするということではございませんで、その世帯の状況に応じてこれから建設をしていきたいというふうに聞いております。

○赤羽委員 今そのアンケート調査について、私もよく理解しかねるのですけれども、今のところ何か三百戸が二Kで、残り八千戸がワンルームになるというふうに聞いております。二人世帯でも二十七平米といったらそんなに大きくないわけでありまして、せっかく特設の措置をしていただいても何となく不公平感が残ってしまうようなこと。というのは本当に得策なのか。せっかく、政府の決断でつくりました、こですっきり終わるものを、またあえて小さいものをつくって何なのだと

というような話というのは本当にいかがなものかなというふうに思うわけでございます。

これは最後になりますけれども、前回予算委員会で、仮設住宅の居住空間の設備ということ、ひきしまか簡易舗装のこと、街灯のことについてお願いをいたしました。そのときに小里大臣からは、金曜日に地元という仮設についての話がある、会議を持たれる、総理の御答弁でも、地元の要請があれば前向きに考えたいという御答弁をいただいたわけでございますが、金曜日の会議についてどのようなお話があったか。これからの展望についても、恐れ入りますけれども、教えていただきたいと思います。

○小里国務大臣 先生からお話がありました。そしてまた、ただいまお話がございましたように、その後市当局及び県、県は副知事でござい

ますが、具体的に打ち合わせをいたしました。厚生省の方におきましても松尾課長を中心にその対処をやつていただきました。街灯あるいは道路の舗装関係等々、これはおおむね処理を進めておる、そういうような報告でございます。もし不十分な点があればこれは徹底しなければならぬ、さように思っております。

○赤羽委員 どうもありがとうございます。それは、仮設についてはかなり居住空間がレベルアップするものというふうに理解させていただきました。最後に、もう時間がございませんで、これも一点だけ御要望なのですが、雇用保険について。

今、失業保険を受けている人たちがかなり、三万とか四万人の単位で県内におると思います。最も短い失業保険給付期間が三カ月プラス今回の措置で六十日ということ、百五十日、六月の下旬にはその失業保険の給付期間が終わるということ。目の前に来ております。恐らくこれからその段階で雇用対策、失業対策についてかなり真剣な社会問題となつて出てくると思います。その点について何となく、口で言うほど簡単ではないと思いますが、雇用機会の創出ということに心配を

ひともしていただきたこととを要望いたします。三十分の時間を終了させていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○日野委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 小里大臣が出席されているというところで、最初に端的に一つだけお聞きしたいと思ひます。

四月十五日、四月二十日、兵庫県からは要望書が参つております。いろいろな要望がございまして、私が見るところ、その中で、一今なお、五万人の人々が不自由な避難生活を余儀なくされている中であつて、一日も早く従前の生活を取り戻す復旧対策が急がれております」と書かれております。

私は、生活再建というものは復興はあり得ないということを、予算委員会でもまたこの席上でも何度も訴えてきたつもりです。ですから、この従前の生活を取り戻す復旧対策、復興だけじゃなくて復旧それ自身の対策はまだ必要だ、そしてその道はまだまだ遠いという話を再三申し上げてまいりました。そういう点で、従前の生活を取り戻すという意味での対策にどうこたえてきたのか、今後どうしようと考えておられるのか、そのことについてだけお聞きしたいと思います。

○小里国務大臣 ただいまお話し趣旨は、私も今日、緊急あるいは復興対策を打つ上におきまして、最も大事に心得ておくべき要諦だと思ひます。

今お話しのように、従前の生活を取り戻す復旧・復興対策、そういう一つのお話でございますが、私も責任を有する行政あるいは政治の立場といたしましては、従前の生活を取り戻すことは当然のこと、やがてこれが、復旧・復興対策をみんなの力で全知全能を絞つて総当たりをいたしまして、結果としては従前の生活以上のものを取り戻さなければいかぬ。そういう高い志、あるいはまた忍耐強い集中的な努力をしていかなければならない、さように考えておるところでございます。

さきに予算措置等におきまして、平成七年度の第一次補正予算でも御相談申し上げたところでございますが、今せっかく地元におきまして復興計画を策定中でございます。政府といたしましても、復興委員会等におきまして地元の意見も取り入れながら、国として考えなければならぬこと、とり行わなければならぬことを目下策定中でございます。

とりあえず、四月二十八日でございますが、当面講じなければならぬ措置あるいはその方策等については、先刻御相談申し上げましたように、今それが具体化を急いでおるところでございますが、先ほど申し上げましたような信念で一生懸命ひとつ知恵を絞って進めていかなければならぬと思っておりますので、各位の御理解をお願い申し上げます。

○穀田委員 今、政治の立場としては従前の生活を取り戻すのは当然のことだというふうにお話がありました。私は、復旧対策のために、引き続き以下の四点を言っておきたいと思うのです。

きょうも総理は、「可能な限りの対応」前例にとられない措置」ということをお話しになりました。先ほど小澤国土庁長官は、万全の対策ということをしばしばお使いになりました。そして今度は特命大臣は、当然のことであり、従前以上のものを取り戻すための高い志。志だけ高くても現実がどうかという問題はありますが、現実を生かしていただきたいということを特にお願ひするわけです。

一つは、やはり大量の公営住宅を建設する必要があるだろうと思うのです。災害復興住宅に対して、用地費の補助についても検討すべき時期に来ていると私は思っています。それが一つです。

二つ目は、やはり、この間いろいろ問題になっていきますダブルローンを初め、個人住宅、マンションの補修・再建に、無利子融資などの制度を創設するとか軽減措置を講ずる必要がある。つまり、住宅再建という問題に対しての抜本的な体制をとる必要がある。

それから三つ目に、中小企業に対しても本格的な援助がこれから必要だと思っております。ついせんだつても問題になってくるのですが、七月末に実は災害復旧融資が打ち切られることになっていきます。これはもとも、県や市が利子補給で二・五％を負担し、国が〇・五％負担する。私はこれは逆さまだと思うんですね。つまり、被災地で一番財政的に苦しくて大変なところが、二・五％持つのが大変なのもう打ち切らなければならぬ、したがって国も打ち切りますよでは、私はだめだと思ふんですね。今まさに中小企業の立ち上がり促進するためには、この融資を引き続き続ける必要がある。それだったら、国が二・五出して、県や市が〇・五で、反対にしてやるべきだ、こういうことを初めとして行わなければならないと思ふ。

四つ目に、先ほども同僚の議員が問題にしておりましたが、危険宅地の補助の問題についても抜本的に考える必要がある。確かに補正予算で百五十万所でした。しかし、ではそれ以外の地域は安全なのかというと、危ない。そうすると、五軒だとか三メートルだとかという要件がなければならぬということ、その人たちの生命、安全は大丈夫なんだろうかと思うわけです。私は、その当時何をおいても人命救助ということでお話あった総理のことからいいますと、今どうしてもこれを、新しい補正予算を組んでも、そして予備費を使ってでも拡大をして、助けていかなければならぬ。

こういう四つは、今最低でも必要ではないかと考えているところです。

今、政治の立場というお話がありました。私は、従前の生活を取り戻すために何とかしてほしいという要望に対してこたえるのが政治の立場であらうと思っております。ですから、土台を再建してこそ自立があるのであって、自立の基礎が失われている段階でそういうところに対する温かい政治の光を注ぐ必要があるんじゃないか。この四点を提起しておきたいと思うんですが、御決意だけ何

っておきたいと思ひます。

○小里国務大臣 この復旧、復興に対する政府あるいは政治の対応の基本について、今、心情、その姿勢をお聞かせいただいたのでございますが、まさにそのとおりでございます。あらゆる政策手段を最高に駆使する。そしてまた、既存の、あるいは可能な一つの現実のレベルをはるかに超えて、私どもは飛び越えて、そして新しい政策手段というものの知恵を絞らなければいかぬ。そういうひとつ旺盛な気持ちで取り組んでいかなければならぬと思っております。

殊に、ただいまお話ございましたように住宅の問題等々、もう時間の関係もありますから申し上げませんが、公的供給住宅等、御案内のとおりさきの補正予算におきましてトータルで三万三千戸、約半数に達するものを措置いたしましたつもりでございます。あわせて、ただいま地すべりの問題等もお聞かせいただいておりますが、これらも、率直に申し上げまして新しい知恵あるいは皆さんのそのような強い要請によりまして構築されてまいった問題ではなからうかとも思っておりますが、これで決して油断することなく、きちんとした気構えで対処してまいりたいと思っております。

○穀田委員 私は、今大臣からお話あったような趣旨を生かすためにも、お話ありましたね、あらゆる既存の可能なレベルを超える、こういうふうなことが本当に行われるとすれば、例えば百五十万所では済まないはずなんです。そこまで広げたら、逆に言えばそのことを本当にすべての地域、といつても必要必要な箇所数、がけの問題、民間宅地の問題でいいますと千二百カ所です、八倍ですよ。ですから、四十億円の八倍、三百二十億円ですよね。このぐらひはやはりやってほしいということを希望して、この件についてはまた議論をしたいと思ひます。

次に、法案に即して、簡単にこれも少しやっておきたいと思ひます。

一つは、時間もありませんので条項はもう言ひ

ませんが、罰則の適用に当たって、悪質な運転者に限定する必要があるんじゃないかと思ひます。駐車車両を含めて、発災時においては、当該通行禁止区域等に既にあった車両の運転者や避難しようという人に対しては安易に罰則の対象とするべきではないんじゃないかと私は思ふのです。したがって、こういう点では強制的な対応をすべきじゃないと思うのですが、この点についての見解だけ最初に簡単にお願ひします。

○伊藤説明員 災害時の交通規制のあり方につきましては、災害の状況によりまして随分異なってくるだろうというふうにお考えしております。例えば、噴火があった、そのふもとの道路を通行禁止を行ったというような場合におきましては、山ろくの道路を通る車についても通行止めをしている。それをあえて入ってくるような車がありまして、これは罰則の適用によりまして交通規制を担保できるというような場合もあります。し、今回の阪神・淡路大震災時のように、違反車両に対して現場で検挙を行っていたのは緊急通行車両の通行の確保という本来の目的を達し得ない場合もあるだろうというふうにお考えしております。

このため、今改正におきましては、緊急車両の通行の確保という目的は必ずしも罰則によつて担保されるものではなくて、七十六条の三に規定されております警察官の指示あるいは措置命令等によりまして担保することが可能となつていくのだらうというふうにお考えしております。実際には災害の状況に応じて対応していくことになりましかれども、罰則を適用するまでもなく、いろいろな措置等々で対応できるのではないかとこのように思っております。

○穀田委員 そうなりますと、結局第七十六条の三関係になってくるんですね。では、措置命令を受けた者が命令に従わないときというのはどんな場合を想定するのですか。そして、そういう場合はどう思うのですか。強制措置というのは厳格に適用しなきゃなりませんよね。ですから

その二つの関係、ちよつとお話しただけです。

○伊藤説明員 措置命令と申しますのは、例えば通行禁止になっておる、そこで通行している車両がありましたときに、道路の左端に寄りなさいという形、本来寄るべきなのに寄らない車に対して寄っていただくというようなケースもございまして、あるいは、駐車はしたけれども道幅が狭くて、ここに止まったのではなかなか緊急通行車両が通れない、こちらの路地に入つてとまりなさいという形での命令を行うような場合もあるかと思ひます。

○穀田委員 ですから、強制措置についての厳格な運用が必要じゃないかということを私は言っているのです。つまり、何でもかんでも強制措置だということにいかぬのではないかと。今あつたように、この場合、この場合、この場合という形でしっかり厳格な運用をどうしてもやっていただきたいと思ひます。

それはそういうことだと思ひますが、次に、先ほどありましたように損失補償、その対価についてはどのように判断していくのかということについて、私はやはり、十分な対価を補償するということ、先ほど車にちよつと傷がついたという話がありましたが、そんなのじゃなくて、基本的考え方としてどうなのかということについて、そういう例を具体的に出すまでもなく、考え方の根本についてまず聞いておきたいと思ひます。

○村瀬政府委員 損害を生じた場合には、通常生ずべき損失というのを補償するということがあり得るかと思います。ただ、実態的にどういうことがあり得るかといいますと、車そのものをめっちゃくちゃに壊すというように、自らは余り考えられないと思ひます。例えば、ブレーキがかかっているのを解除して動かしやすくなるために窓を壊すとか、動かしているときにパンパーがぶつかるとか、そういった程度のことが多いのではないかと、そういうふうに考えております。

○穀田委員 次に、緊急物資の輸送の問題や、いろいろな車両が入ってくるということに関連をしましてちよつとお聞きしたいのですが、先ほど同僚議員に対する答弁の中で、被災者だとかが避難をする場合に通行可能となるよう配慮するということがありました。私はそこは大事だと思ひます。ここはどうしてもやっていただきたいわけですが、そのときに、その問題それ自身について周知し切れるのか、といひますのは、告示しているという間がなくて事態が起つてから、告示があるわけですから、必ず可能とすべきだと思います。先ほどの質問の關係で悪いのですが、そういうことが必要じゃないか。

あわせて、どういう範囲でそういうことが適用されるのかということも明確にしておかないと、告示をするというように言つても間に合ふのかということもある。これは大事な点だと思ひます。その辺はいかにお考えですか。

○伊藤説明員 社会通念上必要な車両ということについて告示をするわけではございませんけれども、その際、具体的な判断というのには、その除外車両としての標準を交付する場面におきまして、警察署で実際に交付する場面が多いと思ひますけれども、その場面でも本場にこれが必要車両かどうかということの確認を行つていくということになるかと思ひます。

○穀田委員 いや、それはちよつと違うと思ひます。というのは、まず一つは先ほどあつたように公安委員会が告示をするということになるわけですね。ところが実際は、現場ではどうかとなりますと、警察官が現場には当然いるわけですから、では、とめた警察官がこれはだめだと言つた場合に、それはそういう判断を、例えば車が搬送している場合なんかについて判断をするということになります。だから、判断は二段あるのです。つまり、公安委員会が判断する、現場が判断する。そうなりますとこれは、現場でい

当然標準を持つていなければならぬとなるわけですね。そこで配るということもあるわけですか。

○伊藤説明員 緊急通行車両につきましましては、ある程度、例えば緊急通行車両という標準を交付するわけではございません。それで、いわゆる除外車両というのにつきましまして標準を交付していくのが原則であるということではございまして、基本的にはその標準の交付というものは警察署の窓口等で行つていくことにはなりますが、もう一つ、やはり現場で警察官が判断して、これは標準はないけれども通つていくのはどうしてもやむを得ない事情があるなどという場合も実際にはあるかと思ひます。そういったものにつきましましては現場の運用というものもあり得るのだからというふう

に思つております。

○穀田委員 これは正確にしておきたいのです。つまり現場の中で、先ほど、病人その他の被災者だとかそういう方々の搬送、障害者も含めて、搬送をする場合、それは本来的にそういうことがあり得るということでは明確にしようということですね。公安委員会自身として、こういうことはあり得るんだと。では、現場においては標準なしでもそれは可能だということにするということですね、そこだけははっきりしてほしいのです。

つまり、公安委員会は判断する、現場は判断する、二段で判断しなくちゃならない事態がつくられて、実際はそこでもめられる。標準もないからまた二回も三回もめられるというようなことが起つて、実際、搬送その他で病人の段取りが狂うなどということがあつたらえらいことな

んです。しかも、なぜ私がこんなことを言つてい

かにしておく必要がある。と言つて、これは自家用車であるかということも言つてい

ね。そうなりますと、片や厚生省は運ぶためにはこれは使ふんだと言つて、現場ではとめられるというように、あつたりすると、これは人命にかかわる問題だから、はつきりしておきたいわけですね。どうですか、大丈夫ですか。

○伊藤説明員 先ほどの御質問のように、組織的に自家用車を使って傷病者を運ぶという場合には、あらかじめ警察署の方から標準をもらつていくということも可能だと思ひますが、現実になかなかそういうことがないという場合におきましては、現場におきまして確かにこの自動車の通行は必要であると判断された場合には通つてよい、標準がなくても通れるという形になります。

○穀田委員 これは大事な問題なので、本場にそういうことをきちんとやつていただきたいと思ひます。

その場合に今度の法案との關係で大事なことは、交通規制の強化だけで、交通規制の強化というのはいかぬ、入流してしまふといふこと、主眼を置いて考えるべきですね、それが基本なんです。そうしますと、被災者の安全を確保するという場合に交通規制の強化だけでできるかどうかというところは、皆さんもごもお話あつたおとどろきと思ひ、私もそうじゃないと思ひます。だから、今度そういう被害が起きた場合にどんなふうに行動するかということ、私は各地のマニユアルを若干持つてきました。

私の京都でいいますと、こういうふうな「防災のてびき」とありまして、「地震から身を守るための十カ条」ということで、地震発生したときはどうしたらいいかということを書いてい

書いてあるんですね。ぐらつときたら、それから地震が起きたら、それから津波、全部あるのです。しかしその中に、車に乗っていつてはだめよという話はまだ書いてないのですよ。

だから、これは今回決められつつあるものだからそういうことなのかもしれないが、こういう周知の内容の中自体に避難をすべき手だてについてあらかじめ書かれていなければだめだと思うのです。しかもこれは国土庁の防災局なんです。その中には、車に乗ってはいけません、人が避難するときは歩いていかなければならない、一言も書いてないのです。これではやはり、こういうものの改正に当たって、これは必要だよということを本当にお考えなのかどうかということを一つ聞きたい。

確かに津波に関連しているところはこの前ありましたよね。津波があつて、車に乗っておること自身がさらわれるということがあつたので、それは「避難に車は使わない」とやはり書いていますね。各地のマニアルとの関係で、そういうものはどうするつもりかというのが一つです。

二つ目に、なぜそんなことを言っているかといいますが、私は前にも一度訴えたことがあるのですが、「全国市町村の防災活動と住民の防災意識について」という京都大学の防災研究所の方々の調査結果が出ているのです。その中に実は、危険指定地域について、これは水害の例ですが、水害危険指定地域を住民に知らせている市町村は、関東地方では三二・二％と低いのです。そして、全国平均で見ると周知実行率は五二・一％、半数をわずかに超えているというのです。その上にさらにひびくのは、サイレンだとかで避難だということにどう合図するかということに住民に周知している市町村は、全国平均で二四・六％だということです。わかりますね。つまり、やられていない内容がこういうふうに残念ながら即応されてないという二つ目の問題がある。

三つ目の問題は、こういうものを生かそうと思

いますと、先ほどの話じゃないですけども、結局のところ、住民が自分たちで参加をして、こういう形で避難をしようじゃないの、そして自主防災で訓練したりしてこうやってやっていくのよというふうな形で住民参加に基づく避難計画や避難のあり方についての検討が血や肉にならなければ、絵にかいたもちになるといふことなんです。

この三つが私は極めて大事なことだと思うのですが、その点、いかがですか。

○村瀬政府委員 今回の災害の経験によりまして、車を使うというようないふことがありまして非常に渋滞があるということ、救急活動等の災害応急活動に非常に支障が出てくるということ、これは非常にびっくりいたしましたので、今後、避難のときに基本的には車は使わないというようないふことを徹底して周知しなければいかぬというふうな考えをしております。

それから、二番目と三番目の問題でございまして、今後、それぞれの地域にどういふ災害の危険があるのかというようないふことについて、これまでもある程度は努力しておりますけれども、それぞれの公共団体において住民の皆さん方に、自分の地域にどういふ地域があるか、例えば地震の危険がどの程度あるのか、あるいは水害がどの程度あるかというようないふことについて十分御理解をさせていただいて、しかも先生おっしゃいましたように、実際の避難の行動、あるいは災害弱者がいらっしゃったような場合にどうやって避難所まで連れていってさしあげるかというようないふことで、実際に即した体験といふことが訓練をした上でないとなかなか徹底しないというところはそうだと思いますので、そういう方向で公共団体にも努力していただきたいというふうな考えをしております。

○穀田委員 そこで、自治省・消防庁防災業務計画というもののうち、地域防災計画等の作成の基準」とありまして、そういう基準がずっと設けられているのですが、その基準自身の中に――例え

ば今実態的に言いましたように、被害が起きたないしは被害が全国調査をして知らされている実態、それから、いざ避難という場合のサイレンのやり方だとかを知らせている実態が少くないと言いましたね。実はこの消防庁の防災業務計画自身の中にやはり住民への周知という実態が余りないのです。だから私はそういう点も、この防災計画自身を周知徹底させていくということからしても、肝心なもののトップのところ、上の方も改善をしないといふだめなんじゃないかということに改めて提起したいのです。

しかし、肝心なのは実際にやっていく方ですから、皆さんが避難する上で、地震の場合、それから災害の場合、弱者をどうするか、隣近所をどうするかということが本場に大事な点ですね。結局その方々が動かないことには、車だけ規制して後はだめよなんて話じゃなくて、そういうものを規制する前段の肝心なところは、住民がどうしてみずから避難をするかという、計画自身に参加をして実行するという訓練がないといふだめなんです。そこを重視してほしいと思うのです。

そこで最後に、なぜこんなことを言っているかといいますが、今度見ますと、建設省は震災に強いまちづくり構想」といふのを発表してしまっていて、そこでは建物の関係で大体どういふ建物をつくらなければならぬといふことをずっと言うのです。安全なものをつくらなければならぬ。郵政省はと見ますと、大地震対応の通信ネットワーク体制に関する検討会で、防災行政無線のガイドラインを策定しなくてはならぬと。

文部省はと聞きますと、今度の「公立小中学校施設の防災機能整備について」といふ方針の中に、空き教室、余剰教室ですが、そこに備蓄の体制をとらなくてはならないと言っているのです。ところが一方、今度の阪神・淡路大震災で問題になった例え学校給食用のガス供給方式の併用化といふのは先送りなんです。あわせて耐震性の問題でプールを強化したらどうだといふ話が出たのです。これも来年送りなんです。こういうふう

うになっている。

建設省も、そして郵政省も文部省も、ほかの省もそうですが、いろいろ具体化するのです。ところが肝心な問題は全部それが縦割りで行われて、各省任せにやっておつたのじゃだめなんだ。だから私は、ここで国土庁がいれば調整をし、全体として今何が問題かという柱を設定して、そういう中でイニシアチブを発揮してやっていく必要があるのじゃないかというふうな思ふのです。そういうことをまとめ、防災基本計画としてやらなくてはならない。

そういう角度から見れば、やはりこういうものについて、各省庁ばらばらに、やっていいことは当然いいのですよ、だけれどもむだな重なる場合も当然あるでしょうし、さっき言ったように厚生省はそういうことをやっているわけですから。だから、そういうものをいざ統括する省庁としての役割を今本場に果たさなくてはならない。そういうことだと思ふのですが、これは大臣、どうですか。

○小澤国務大臣 先生御指摘のとおりであると思ひます。国土庁、各関係省庁とよく調整をしながら行つてまいりたい、かように考えております。

○穀田委員 それは当然なんです。ただし、本場にこれは一つ間違えば、さっき言いましたように、片方では自動車と運ぶといふことを言う、こつちはこつちでだめよと言ふといふような矛盾なんかも出てきているような現状があるわけですから、よく見ていただいて、これとこれをどうするかということについて、人命救助を基軸にする、それから耐震性の建設を基軸にするとか、やはり柱をきちんと設定しないといふだめだと思ふのです。そういう点についてのしっかりした決意をやつていただかなくてはならぬと思ふのです。

そういうことを希望して、また議論をしたいと思ひます。

○日野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○日野委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

災害対策基本法の一部を改正する法律案につい
て採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○日野委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○日野委員長 ただいま議決いたしました法律案
に対し、稲葉大和君外三名から、自由民主党・自
由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び
新党さきがけの四派共同提案に係る附帯決議を付
すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。小池
百合子君。

○小池委員 私は、この際、自由民主党・自由連
合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党
さきがけの四会派を代表いたしまして、災害対策
基本法の一部を改正する法律案に対し、次の附帯
決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた
だきます。

災害対策基本法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議(案)

政府は本法施行に当たり、次の事項について
速やかに善処するとともに、運用に万全を期す
べきである。

一 近年大規模災害が多発している現状にかん
がみ、災害対策基本法及び各種防災計画など
わが国の防災体制を抜本的に見直すことは、
現下の緊急かつ最重要課題と認識し、政府は
可及的速やかに抜本改正の作業に着手するこ
と。

二 災害時における緊急通行路確保のため、防
災の観点から道路交通ネットワークのあり方
について検討を行い、交通管理体制の適切な
運用に努力するとともに、住民に対する防災

教育を徹底すること。

三 災害対策基本法の抜本的改正に当たつて
は、今回の緊急通行路確保のほか、救急医療
体制の整備、消火機能の強化、災害時通信シ
ステムの整備、地震予知体制の強化等を災害
対策として緊急に整備拡充すべきことを念頭
において早急に検討を始めること。

四 大規模災害発生時において被害規模を早期
に把握するため、情報収集・伝達体制の一層
の強化を推進するとともに、国、地方公共団
体、消防、警察及び自衛隊などの広域的な協
力体制を含めた防災体制の確立を図るよう努
めること。

五 予測が難しい突発型の大規模災害発生に対
しては、政府及び地方自治体の初動対応が極
めて重要であることを確認し、国民の生命と
安全と財産を守るという政治の原点に立ち、
非常災害時の政府の体制等国の危機管理体制
のあり方について抜本的な検討を加えるこ
と。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をよろしく願ひいたし
ます。

○日野委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○日野委員長 起立多数。よって、本案に附帯決
議を付することに決しました。

この際、附帯決議について、小澤国土庁長官か
ら発言を求められておりますので、これを許しま
す。小澤国土庁長官。

○小澤国土庁長官 本委員会におかれましては、本
法案につきまして熱心な御審議をいただき、ただ
いま全会一致で議決されましたことに深く感謝を
申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして

は、今後その趣旨を生かすよう努めてまいります
とともに、ただいま議決になりました附帯決議に
つきましても、その趣旨を十分に体して努力する
所存でございます。

ここに、本法案の審議を終るに際し、委員長
初め委員各位の御指導、御協力に対して深く感謝
の意を表し、ごあいさついたします。ありがと
うございました。

○日野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日野委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○日野委員長 次回は、公報をもってお知らせ
することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十六分散会

災害対策基本法の一部を改正する法律案

災害対策基本法の一部を改正する法律

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十
三号)の一部を次のように改正する。

第七十六條の見出しを削り、同条を次のように
改める。

第七十六條 都道府県公安委員会は、当該都道府
県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県
の地域に係る災害が発生し、又はまきに発生し
ようとしている場合において、災害応急対策が
的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の
必要があると認めるときは、政令で定めるとこ
ろにより、道路の区間(災害が発生し、又はまき
に発生しようとしている場所及びこれらの周辺
の地域にあつては、区域又は道路の区間)を指

定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五
年法律第五号)第三十九條第一項の緊急自動
車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑
な実施のためその通行を確保することが特に必
要なものとして政令で定めるものをいう。次条
及び第七十六條の三において同じ。)以外の車
両の道路における通行を禁止し、又は制限する
ことができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限(以下

この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六
條の四において「通行禁止等」という。)が行わ
れたときは、当該通行禁止等を行った都道府県
公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄
区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会
は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在
る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の
区間(次条及び第七十六條の三において「通行禁
止区域等」という。)その他必要な事項を周知さ
せる措置をとらなければならない。

第七十六條の前に見出しとして「(災害時におけ
る交通の規制等)」を付し、同条の次に次の三條を
加える。

第七十六條の二 道路の区間に係る通行禁止等が
行われたときは、当該道路の区間に係る通行禁
止等の対象とされる車両の運転者は、速やか
に、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移
動しなければならない。この場合において、当
該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ
移動することが困難なときは、当該車両をでき
る限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通
行車両の通行の妨害とならない方法により駐車
しなければならない。

2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当
該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の
運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所
へ移動しなければならない。この場合において、
当該車両を速やかに道路外の場所へ移動する
ことが困難なときは、当該車両をできる限り
道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両

の通行の妨害とならない方法により駐車しなればならない。

3 前二項の規定による駐車については、道路交通法第三章第九節及び第七十五条の八の規定は、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従つて車両を移動し、又は駐車しなければならぬ。

5 第一項、第二項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第七十六条の三 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する

緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両(消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に従つて行う措置及び第二項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

6 自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならぬ。

第七十六条の四 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

第八十二条第一項中「第七十一条の下に」、第七十六条の三第二項後段(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。))を加え、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第百十四条中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第九十四条の次に次の一条を加える。
第九十四条の二 第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の定めるところにより、同法第七十六条の三第三項に規定する自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

理 由

阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害対策特別委員会議録第六号中正誤			
ページ	段 行	誤	正
二五	三	どうた、	どうだ、
二六	二	というこを	というこを
二七	一	主官庁	主管庁
二八	一	除く。その	除く。その
同 第十号中正誤			
ページ	段 行	誤	正
二五	三	賃貸	賃借